

国会事故調

東京電力福島原子力発電所
事故調査委員会

会議録

国会
事故調

NAIIC

国会事故調査委員会・タウンミーティング会議録

国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)では、情報公開を徹底するため、開催された19回の委員会、及び3回のタウンミーティングを全て公開で行った。委員会では、合計38人の参考人を呼び、また、タウンミーティングでは合計400人超の被災された方にご参加いただき、生の声をお聞かせいただいた。福島第一原子力発電所訪問ののち福島市で行った第1回を除き、全てが日本語及び英語で動画配信されている。その模様は、国会事故調のホームページ(<http://naiic.go.jp>)で視聴可能となっている。

- 第1回委員会** 平成23年12月19日 (福島ビューホテル)
委員会運営/福島の事故後の現状
- 第2回委員会** 平成24年1月16日 (憲政記念館)
事故調査説明聴取/政府事故調、東電調査、文科省検証
参考人: 畑村 洋太郎氏(政府事故調委員長)/山崎 雅男氏(東京電力 副社長)/
渡辺 格氏(文部科学省 科学技術・学術政策局次長)
- 第3回委員会** 平成24年1月30日 (市民プラザかぞ)
参考人: 井戸川 克隆氏(双葉町長)
タウンミーティング(双葉町の皆さん)
- 第4回委員会** 平成24年2月15日 (衆議院第16委員室)
参考人: 班目 春樹氏(原子力安全委員長)/寺坂 信昭氏(前保安院長)
- 第5回委員会** 平成24年2月27日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: リチャード・A・メザー博士(元米国原子力規制委員長)
- 第6回委員会** 平成24年3月14日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 武藤 栄氏(前東京電力 副社長)
- 第7回委員会** 平成24年3月19日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: ヴォロディミール・ホローシャ氏(チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官)他
- 第8回委員会** 平成24年3月28日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 武黒 一郎氏(東電 フェロー)/広瀬 研吉氏(内閣府 参与)
- 第9回委員会** 平成24年4月18日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 深野 弘行氏(保安院長)
- 第10回委員会** 平成24年4月21日 (二本松市民会館)
参考人: 馬場 有氏(浪江町長)他
浪江町の方とのタウンミーティング
- 第11回委員会** 平成24年4月22日 (会津大学講堂)
参考人: 渡辺 利綱氏(大熊町長)他
大熊町の方々のタウンミーティング
- 第12回委員会** 平成24年5月14日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 勝俣 恒久氏(東京電力 会長)
- 第13回委員会** 平成24年5月16日 (衆議院第16委員室)
参考人: 松永 和夫氏(前経済産業事務次官)
- 第14回委員会** 平成24年5月17日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 海江田 万里氏(元経済産業大臣)
調査報告/論点整理(1回目)
- 第15回委員会** 平成24年5月27日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 枝野 幸男氏(前内閣官房長官)
- 第16回委員会** 平成24年5月28日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 菅 直人氏(前内閣総理大臣)
- 第17回委員会** 平成24年5月29日 (福島テルサ)
参考人: 佐藤 雄平氏(福島県知事)
- 第18回委員会** 平成24年6月8日 (参議院議員会館内講堂)
参考人: 清水 正孝氏(前東京電力 取締役社長)
- 第19回委員会** 平成24年6月9日 (参議院議員会館内講堂)
調査報告/アンケート・論点整理(2回目)

目次

第1回委員会	3
第2回委員会	13
第3回委員会	33
第4回委員会	67
第5回委員会	91
第6回委員会	109
第7回委員会	131
第8回委員会	145
第9回委員会	175
第10・11回委員会	197
第12回委員会	257
第13回委員会	281
第14回委員会	299
第15回委員会	323
第16回委員会	345
第17回委員会	367
第18回委員会	383
第19回委員会	403



第4回委員会

第4回委員会

平成24年2月15日

(衆議院第16委員室)

概要

原子力発電所の事故当時、最前線の責任者として対応に当たった、内閣府原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）の班目春樹委員長、保安院の寺坂信昭前院長を参考人として招き、当時の状況及び経緯について説明を受けるとともに、被害の軽減対策、今後の原子力安全の在り方等について議論した。

安全委員会が原子力の安全確保に関する基本的な考え方を示すために発行してきた安全審査指針類が、原発を建てられるようにつくられてきたことが示唆された。また、保安院の規制強化が不十分であった背景として、事故は起こらない、起こるとしても非常に小さい確率であるとの意識があったことが指摘された。また、寺坂参考人が、組織の長でありながら事故後まもなく官邸から保安院に戻ったことについて、自身が事務系の人間であり技術的知見に難があると自ら判断したためと釈明した。



班目 春樹 参考人
(安全委員会委員長)



寺坂 信昭 参考人
(前保安院長)

主要ポイント

○安全委員会の安全指針類は全面的な改訂が必要

安全委員会の班目委員長自身が安全指針類そのものに瑕疵（欠陥）があったことを認め、謝罪した。特に、昭和39(1964)年に策定された原子炉立地審査指針という時代にそぐわない指針に基づいて設置が許可されていること、今回の事故では、同指針が規定する「仮想事故」（重大事故を超えるような技術的には起こることは考えられない事故）よりも、はるかに多くの放射能が放出され、既存の発電所における安全性に大きな問題があることが明らかになった。また、原子力発電所を建てられるように基準を作っており、その全面的な改訂が必要であるとの認識も示された。

○従来の原子力政策は緊急時の備えが不十分

両組織とも原子力の安全を担う使命を持っているものの、緊急時の備えが不十分であった。その背景には、事故は起きないであろうという前提で推進されてきた原子力政策の根本的な問題がある。両組織に住民あるいは国民の安全を守るという意識が欠如していることも判明した。

○規制組織の専門性が欠如

組織としての専門性の欠如、組織の長としての専門性の欠如という問題も浮き彫りになり、独立性が高く科学的根拠に基づいた勧告や提言を出せる組織や制度の重要性があらためてクローズアップされた。また、事故を引き起こした当事国として、わが国に国際的な信頼に足る安全基準をつくる責務があることも浮き彫りになった。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第四号

本委員会の参与は平成二十四年二月九日(水曜日) 両議院の議長により、次のとおり任命された。

木村 逸郎君 児玉 龍彦君
八田 達夫君

平成二十四年二月十五日(水曜日)

於衆議院第十六委員室

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君

崎山比早子君

田中 耕一君

野村 修也君

横山 禎徳君

大島 賢三君

櫻井 正史君

田中 三彦君

峰須賀禮子君

参考人
(原子力安全委員会委員長)

参考人
(前原子力安全・保安院長)

参考人
(東京電力福島原子力発電所
事故調査委員会事務局長)

参与

東京電力福島原子力発電所
事故調査委員会事務局長

参与

第四回委員会を開会いたします。

お手元にありますように、まず、きょうの項目の二番目ですけれども、委員会の運営についてお諮りいたします。

まず、委員会の運営に関しては、参与についてでございますけれども、当委員会の参与として、お手元の資料一に記載のとおり、原子力工学が御専門の木村逸郎先生、それから、放射線医学その他分子生物学が御専門の児玉龍彦先生、さらに、経済学、公共政策が御専門の八田達夫先生の三人が任命されましたので、御報告いたします。

次に、委員会運営についての二、運営規程というところでお諮りします。この委員会の運営規程でございますが、改めてお手元に配付いたしました資料一の案を進めたいと思っておりますが、特に委員の方から御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云う者あり

○委員長(黒川清君) それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、きょうの三、四に入りたいと思っております。

まず、原子力安全委員会に関する質疑応答というところで、本日の参考人との質疑応答を開始しようと思っております。本日は、原子力安全委員会の班日委員長、それから、原子力安全・保安院の寺坂元院長においていただいております。

お忙しい中、お二人の委員長、院長に、国会事故調査委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今般の東京電力の福島原子力発電所事故当時、最前線の責任者として、大変な責任のある立場で大変に御苦労されたお二人から、当時の状況それから経緯を伺い、原子力災害時の緊急対策について、あるいは事故の被害の軽減対策について、また、今後の原子力安全のあり方について等について、有意義な議論をさせていただければと思っております。

まず、原子力安全委員会について、班日春樹原子力安全委員会委員長にお願いいたします。

きょうはよろしく願います。班日委員長は参考人として御出席いただき、本日にありがとうございます。

早速ですが、福島第一原子力発電所事故が起きたことについて、これまで原子力安全についての総論的立場でおられました班日委員長には、過去の原子力安全委員会の活動についてどのように総括されていらっしゃるのでしょうか。まずお聞かせください。

○参考人(班日春樹君) まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する基本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。

したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけでございますが、今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。

例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくともいいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げます。

そういうことで、現在、原子力安全委員会では、このような安全審査指針類にしましては順次改善を進めているところで、原子力安全委員会は一

応この三月末をもって新しい組織に引き継がれるということですので、三月末を目指して、いろいろな中間取りまとめを外部の専門家の方にもお願いしているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。確かに、今までのことでは、今度の福島第一原発でいろいろなことが明らかになってきたと思っておりますが、先生、特に御専門の立場もありませんし、こういう委員会の委員長とされて、全電源喪失という思いもかけない事故と今おっしゃいましたけれども、このようなことはどの程度に想定されておられたんでしょうか。

○参考人(班日春樹君) 安全委員会としては、大分前に検討した結果、我が国の停電の事情というものから考えて、諸外国と比べてその頻度は非常に低いだろうというデータをもって、全交流電源喪失というものは考えなくていいとしてしまっております。

それから、外部からの電源というのは基本的に安全系ではないというか、安全確保のためにはディーゼル発電機さえ生きていけばいいということで、ディーゼル発電機の安全性は十分に確保されていた。しかしながら、ディーゼル発電機だつて水没してしまえば使えない物にならなくなる。まさに、コモンコースといいますが、津波が押し寄せてきたら、複数台用意しておいても一遍にだめになるわけですね。

そういうことについての配慮というのが全くなされていなかったということは、大変な問題だったであろうと考えております。

○委員長(黒川清君) そうすると、やはりそういうことを、先生も御専門の立場ですから、特に低いところにあるディーゼルエンジンなんかもそうですけれども、想定されなかったんでしょうか。

○参考人(班日春樹君) これは、当時から私が

会議録 第4回委員会

ずっと安全委員をやっているわけではございませんので、あくまでも推測になります。しかしながら、若干気になるのは、我が国と違って、例えばアメリカなんかを見ると、ステーションブラックアウトと言いますが、これについてはしっかりとこういうふうな対応をしないという方針、文書をつくってございます。そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかったというのは問題であったと思います。

結局、この問題のさらに根っこにあるところは、諸外国でいろいろ検討されたときに、ややもすると、我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけといえますか、やらなくてもいいよというこの説明にはかなり時間をかけてしまつて、幾ら抵抗があつてもやるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになっている。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと、うふうに私自身は考えてございます。

○委員長(黒川清君) その何となく難しいというのは、先生の御経験だとどういふところにあるんでしょうか、具体的には。

○参考人(班目春樹君) 私の立場でどこまで申し上げていかよくわかりませんが、ある意味ではこれは官僚制度の限界といえますか、例えば、その担当の人間が大体二年ぐらいで日本の場合はかわつていくわけですね。そういうときに、物すごい大きい問題まで取り扱ひ出そうとすると、自分の任期の間に終わらない。そうすると、ややもすると、そういう大きな問題に手を出さないで、それで、いかにそういうことを議論しなくともいいかということの説明ばかりやればい

日本の公務員制度というのは、基本的に加算方式ではなくて減点法だと思えますので、そういう制度をとっている限りは、なかなかそこは深掘りができないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長(黒川清君) それから、安全委員会の委員長の立場、あるいは安全委員会としては、先生

が先ほどおっしゃったように、特に海外で、いろいろな態様によって非常にスペシフィックないうか、どういふことをするということ、割にきちんと記述された指針みたいなのが出てきますよね。そういうことについては、もちろん当事者の役所も知つていたんだと思うんですけども、議論しているうちにそう言ったという話ですが、例えば事業者に対してはどういふふうになんかそれが伝わるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私は、我が国の場合、もつと事業者の責任というのを強く求めるべきだといふふうには思っております。

そして、事業者と規制当局との間に、これはIAEAなんかの安全基準にも書いてございまして、まさに、フランスでオプンで、それでいてフォーマルなちゃんとしたコミュニケーションがなされなければいけない。そこがどうもうまくいっていない。

ややもすると、護送船団方式といえますか、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまつて。今度は、それが出されると、国が既にここでお願い

つきを与えているんだから安全ですよといつて、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなつてしまつて。何かそういう悪循環に陥つていたのではないかと。

やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがつて、電力会社は、国がどういふ基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくつていようような安全審査指針

類が使われているとしたら、大変外外だと思ひますし、これからは決してそうであつてはならないといふふうには思つております。

○委員長(黒川清君) 委員長は外外というお言葉でしたけれども、東京電力が今回のことで想定外と言つていふのがどういふか。

○参考人(班目春樹君) これは非常に難しいとい

るで、果たしてあれだけの大津波をどれだけの人間が想定できたかはわかりません。

しかし、まず一つ申し上げたいのは、第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであつたとしても、そこでもう手だてがなくなつてしまつたといふことはあつてはならないわけです。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というか防護対策が何重にもなされていべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていなかったといふことは非常に残念だといふふうには思つております。

それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見といふのが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るといふ知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応がこれたといふことについても大変残念に思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、事故後の対応についてということですが、野村委員の方からお願ひいたします。

○野村修也君 委員を務めさせていただいてます野村でございます。

きょうは、大変貴重な御発言をいろいろいただきましてありがとうございます。

今、事故後の話について少しお話を伺いたいんですが、その前に一点だけ、今の委員長とのやりとりの中でお伺ひしたいことがあるんです。

先ほど、やはり役所の人たちの仕事の仕方についての問題点、あるいは事業者の方が本来一義的な責任を負うべきだといふことの御発言、確かにそのとおりだと思つておりますけれども、私がちよつと承知しているところでは、委員長自身も、かつて、発電機を二台設けるべきではないかといふことが例えば訴訟等で問題になつた際に、そのようなことをやれば、そもそも原発の設計などはできないといふようなことを御発言されたり、あるいは国会でもそういう御発言をされたという記録が

残つているやに思つていますが、そういうことは御

記憶はないでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 発電機といふのは多分ディーゼル発電機だと思ひますが、ディーゼル発電機は複数台用意しなければいけない、これは安全指針類にも書いてあることなので、多分そうではなくて、ある程度、設計において事象を想定します。想定して、そこで一旦切り切る。これは設計をする以上はやむを得ないといふ発言をしているところでございます。

例えば、堤防を設計するときにはどれだけの洪水まで考えなければいけないか、それを想定しなければ物をつくれないか、それをつくるためには想定は必ず必要なんです。ただし、想定を超えた場合も考えておかなければいけない。そういう意味での割り切りは必要だとは言つていられると思ひますけれども、それ以外はちよつと記憶にございません。

○野村修也君 わかりました。

想定外のことを考えるということと割り切りをするといふことは、どういふふうな御関係になるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、ディフェンス・イン・デプス、多重防護と言つておりますけれども、何層にも、何重にも深く守らなければいけない。

ですから、物を設計するときには、ある想定のもとに設計する。だけれども、それで満足しないで、今度はそれを越えたときのことについても考えておく。またさらに、そこに防護策を用意しておく。さらにそれを越えた場合にも、これを何重にもやつておく。これが多重防護、ディフェンス・イン・デプスといふことでございます。

○野村修也君 そういう意味では、安全委員会の方は、そういう意味での多重防護といふのでしようか深層防護といふのは、十分配慮されてい

たといふお考えでよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) いえ、配慮されてい

国際的な水準からいきますと、IAEAなどで

は五重の防護という言い方をさせていただきます。事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してIAEAなどでは、さらにそれを越えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには最終的には防災対策といえますか、そういうところまで考えなさいよと言っているところを、我が国の場合は三重のところとめていた、そういう反省がございます。

○野村修也君 ありがとうございます。
では、先ほど委員長から言いましたような事故後の対応について少し伺いたいですけれども、班目委員長は、御自身、国会で、安全委員会の非常時体制というのはできていなかったという御発言をされていると思うんですけども、これは具体的にどの点を指してそのように御評価されておられるのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、発災後、直ちに原子力安全委員会は緊急助言組織というのを立ち上げるようになってございます。緊急助言組織を立ち上げるために、一斉携帯メールシステムを使って非常招集をかけたんです。その招集は、実は私自身の携帯にも届かなければいけないんですが、鳴ったのはいいんですけども、届かなかったんです。

結局、こういう場合にこうする、ああするということを決めておきながら、携帯が通じない等々で、決められたとおりにほとんど何もできないという状況でございました。
したがって、実は電話もなかなか通じなくて、助言組織をなかなか立ち上げられなかったんですが、むしろ自主的に歩いて集まってくださった方に助けられたという形なんです。そういう意味では、こういう緊急時に対する想定というのは不十分であったというふうにつくづく感じております。

○野村修也君 ありがとうございます。
そうはいいながらも、原子力災害対策特別措置法に基づいて、委員長自身は、総理、その当時の

災害対策本部長に対して技術的な助言をされるというお役目を果たされたわけでありまして、今になって思うところも少し助言すべき点があったんじゃないかということも、もしお気づきの点がありましたら教えていただければと思います。
○参考人(班目春樹君) これは、当時の状況では非常に難しいと思います。
というのは、技術的な助言を与えるに当たっては、現状がどうなっているかという情報がないとできないんです。私が助言していた場所は、十人入ればもういっぱいになってしまいうような、しかも固定電話が二回線しかなくて、携帯電話も通じない場所、情報がほとんど入ってこないんです。そういう場でできる助言というのはもう限界だったのではないかと自分自身では思っております。

ただ、実際問題として、私、あのころ、一週間以上ほとんど寝ていませんので、記憶がほとんどすつ飛んでしまっています。どういふ助言をしたのかというのも正確には覚えていないという状況です。で、ちよつと、まだその辺は総括できていないという状況でございます。
○野村修也君 わかりました。
今おっしゃられたのは、官邸の五階におられたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、私はずっと、少なくとも十一日の夜の九時の時点からヘリコプターで飛び立つまでは、私の記憶では、官邸の地下にある危機管理センターの中二階という小さな応接室にいたと記憶してございます。
○野村修也君 その中二階におられる、あるいは、その後は五階に移られたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 現地にヘリコプターが飛んで帰ってきて、一旦四号館に帰っていますけれども、その後は、今度はむしろ五階の方におりました。
○野村修也君 その中二階にいらしては五階でさまざまなことが決定されたと思うんですけども、御

記憶のある限りで結構なんです。三月十一日から十二日午後にかけてまして、そこで重要な決定として覚えておられることというのはどんなことでしょうか。
○参考人(班目春樹君) 先ほどもちよつと申しましたように、私は本当に記憶がほとんど、生の形では残っていない。それで、その後、例えば政府事故調の報告書とか東電の報告書とかいろいろなものを読んだり、あるいは安全委員会のほかの人と話したりで大分補いつつあつてきていて、その中で、絶対こうだったという自信はございませんが、最も確からしいことと申しますと、まずは十一日ですけれども、二時四十六分の地震後、五時半ごろに官邸に向かっていると申します。
それで、どうも会議室の前で待っていてもなかなか会議が始まらないといったところに、多分、保安院の平岡次長が何かちよつと助けてくださるといって一度呼ばれて、総理のところに行つていられるんじゃないかという気がします。そこにもう既に東京電力の方が呼ばれていて、とにかく電源車を運んでほしいという話になっていて、これは電源の問題なんですということに既になつていたと思います。

それから、今度は原子力災害対策本部が立ち上がるまでまた随分待たされて、それが終わった後、一旦、私自身は安全委員会のある四号館の方に戻つてございます。
九時になつてから、再び、ぜひ来てくれということ、今度は官邸地下の危機管理センターの中二階の方にこもつたわけ。今度はそこで、いわゆる全交流電源喪失どころではなくて、直流電源もなくなつてくるんだという事態を知つて、その前からちよつとそう感じたんではございません。要するに、圧力を下げて、消防自動車でも何でもいから何か使つて水をかけるしか、これはもう手がないです。東京電力の武黒フェローがそこいらつしやいましたので、武黒フェローと相談しながらそういう助言をしたわけです。

その前に、非常にはつきり覚えているのは、海江田大臣から、当時の経済産業大臣ですが、我々は、東京電力というプライベートカンパニーから、ああしてくれこうしてくれ、自衛隊を使つて何かやつてくれと頼まれても、政府決定できるわけはないので、おまえの口からいろいろ助言を聞きたいんだというふうに言われたことだけは非常に鮮明に覚えております。
それで、もうこれは、圧力容器の圧を下げるという事は、今度は格納容器の圧が上がつてしましますから、格納容器ベントというのをやらざるを得ない。格納容器ベントをするというのは、もちろん住民の避難が大前提になりますので、というふうなことで、格納容器ベントについての助言を行つた、これは確かだろつと思つています。
その後、格納容器の圧が上がつていまして、いろいろあつて、とにかくベントを急いでくださいと言つた後、最後はヘリコプターに乗るまで何を言つていたかとなると、正確なところはほとんど覚えていないというのが実情です。

○野村修也君 ありがとうございます。
今、ベントの話が出てきたんですが、ベントについての技術的な説明を行われたのは委員長御自身という理解でよろしいですか。
○参考人(班目春樹君) 多分、私の口から、ベントということのほうは、私の口から、ベントと申すことと何か世の中に通つてしまつていまして、これはあくまでも圧力容器の燃料に水を入れるのが目的ですので、そのためには、しかし、最終的には格納容器の圧を下げるためのベントをしなければいけないということ、一生懸命その辺の解説をしていたらどうもと思つています。

ういものがあつてですとか、いろいろな三キロという根拠はあるんですけども、委員長は、その辺はどのあたりのところを浮かべられたんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、その時点で、私は、まだ原子炉は、炉心は溶けていないと思ってるんですね。しかしながら、ベントをしてくださいと言っているわけです。ベントというのはまさに放射性物質を意図的に外部に出す操作ですから、これは当然、近くにいる方には避難していただかなければいけない。

それで、国際的にどうなっているかというのを、たまたまそういう議論をやっていたのでよく知っていたので、それにのつとつた方針であるなというところで、結構な方向ではないかと思つたのではないかと思います。

○櫻井正史君 ありがとうございます。毎年のように総合避難訓練というのをやられておりまして、そのときはどんな形で避難区域というのの決定されていますか。あれは訓練ですからシミュレーションですけれども。

○参考人(班目春樹君) 本来、そういう訓練のときには、まさに、ERSSという、原子炉の状態がどうなっているかというデータが次々に送られてきて、それをさらにSPEDIという放射性物質の拡散予測モデルに入れて、それで、そういうのを見ながら判断する、そういうシナリオになっています。

しかしながら、例えば、SPEDIの計算一つとつたつて一時間かかるわけで、今回のような事象にはとても間に合うような計画にはなっていないか。やはり、そういう予測計算などに頼つたような避難計画を立てていたこと自体が間違っていた、発電所の方で大変なことになっているという宣言があつたら、直ちにすぐそばの方には避難していただくというルールにしておくべきものであるというふうに考えてございます。

この辺は、現在、原子力安全委員会の方で防災指針の見直しをやっています、その辺の議論を

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

既に詰めているところでございます。

○櫻井正史君 委員長のお考えはよくわかりましたけれども、今委員長の口からSPEDIという言葉がお出になりましたが、SPEDIはどのようなものか、そういうような御発言というの、委員長以外、どなたからありましたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 当時、官邸に私がいる間に、SPEDIという言葉を聞いた記憶は全くございません。

○櫻井正史君 委員長は今ERSSのことを言われましたけれども、私どもの理解では、SPEDIというのとは本来予測のためのもので、その予測をすることによって、住民の避難の範囲とか避難される方向というものを、一つの要素かもしれないが、そのときの参考資料にするために使われているシステムと私は理解しておりますが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 建前上、そういうことになっては、不可能だと私は思いますが。ふりに考えておられるんですか。

○櫻井正史君 どの辺のところか不可能だということ、ふりに考えておられるんですか。

○参考人(班目春樹君) 今回の、まだなかなか御理解いただけていないんですが、SPEDIが生きていたらもうちょっとうまく避難できたというの、全くの誤解でございます。

というのは、発災時の三月十一日から十四日くらいまではほとんど海に向かって吹いていて、むしろ安心していいような風向きだったんです。それが、十五日になりました、その前にも一回あつたかな、北の方に向かったことが一回ありましたね。それから、十五日になって一旦南に行つて、ぐるっと西の方を回つて北に行つて、また戻つてきて北西方向に行つて、というような風向きなんです。これがたまたま北西方向に向かったときに、そちら方向で雨が降つてしまった。したがって、現在、飯館の方までかなり土壌が汚染されてしまったわけです。

SPEDIをもう一回使つて当時のことを再

現していたら、これを使つてどうやって逃げるとい結果になるかというの、明らかです、ぜひ、その辺は追実験して、SPEDIの実力というのはこんなものだということを御理解いただきたいと思います。

原子力安全委員会の方で、まさに逆算して、現状に合うように一生懸命入力データを調整してみたら、たまたま現象が説明できるという図だけを先に示してしまつたものだから、あれがあれば逃げる方向を間違えないで済んだというふうに皆さんが思つていらつしやるとしたら、これははっきり間違ひです、ぜひしっかりと説明をさせていただきたいと思います。

○櫻井正史君 委員長の今回についての御説明というのは今何つていたところでありまして、結果的にそういうことであるのかもしれないけれども、私も、建前はと委員長はおっしゃられたけれども、先ほど私が申し上げたように、SPEDIというのとは本来使つてみるためのものではなかつたんでしょうか。結果的にそれで住民避難にプラスになつたかプラスにならないかという観点ではなくて、何はともあれそういうツールがあるんだから、あらゆるツールを使つて少しでも何かを考えていくというふうな御考えはいいかでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これはもうおっしゃるとおりです。SPEDIというのが、確かにその時点では天気予報にすぎないものではありますけれども、発電所からどういふうな風が吹いているかというのをきちつと、その時点、その時点では示しているもの、これは当然公開はされてしかるべきものであつたというふうには思つております。

○櫻井正史君 今、その時点とおっしゃいましたが、細かい話で申しわけないんですけども、予測機能というのが、もう委員長十分御承知のとおり、現段階だけではなくて、今、風が回つておられたということですが、精度とかいろいろ

な情報の問題はあろうと思つても、使用の方によつては、雨の時期、方向ということもSPEDIで何時間か先まで予測することは可能なのではないかと。

○参考人(班目春樹君) はい、もちろんできます。○櫻井正史君 ありがとうございます。そうしますと、委員長は、今回のようなケース、簡単に言うと、ERSSの情報十分でないときにはSPEDIはほとんど機能しないだろう、まとめるとそういう御見解ですか。

○参考人(班目春樹君) そういうふうに考えております。○櫻井正史君 わかりました。ありがとうございます。データがない場合に単位量で入れるということになっておられますね、マニュアル上は。その辺についてのお考えは、評価というのはどんなふうにか考えておられますか。

○参考人(班目春樹君) 事実、単位量ですと原子力安全技術センターの方では計算していたわけですので、これは当然、逐一公表されるべきものであつたろうというふうには思つております。○櫻井正史君 その図、わかりやすく言うと図には届いておられませんでしたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも官邸にいたときには、全くそれを見た覚えはございません。○櫻井正史君 ありがとうございます。最後に、委員長が先ほどおっしゃつておられましたけれども、これからSPEDIをどうするかということについて御検討をされているということですが、よろしければその辺を、どんな御検討を今されているかということをもう少し説明していただけたらいいんですが。

○参考人(班目春樹君) まず、避難の区域の設定においては、SPEDIはあくまでも参考情報であつて、もうちょっとプラント状況を踏まえた決定と、さらにはモニタリングといつて踏まえた

放射線量の実測に基づいた決定というのを主とすべきだと思っております。

ただ、では、SPEEDIが全然使えないかというところ、そんなことはなくて、その発電所のある場所ではどういふふうな風が普通吹くかとか、そういうふうなところについてはあらかじめ計算しておけば、どういふことを気にしなければいけないかというのとはつきりわかるわけですね。ですから、そういうのをあらかじめきめておいて、それを防災計画にうまく組み込んでいただきたいと思います。

こういふ意味では、SPEEDIというのは大変使いやすいツールではないかというふうに思っております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPEEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというふうな方向だと今おっしゃいましたよね。

村川委員会の中間報告では、むしろそうではなくて、予測情報が提供されればという条件はあるんだけれども、今おっしゃったようにいろいろなシミュレーションがあると思いますが、より適切な避難経路などを選ぶ指針が、ああいうところはデシジョンが早いというのがすごく大事です。で、ラフなガイドかもしれないけれども、ある程度そういうことを、電源が切れたとかいろいろあつて、実際に避難された方たちの話を聞いていると、ほとんどがテレビで知ったという話が多いんですね。

そういう意味では、別の対策はあるにしても、やはりSPEEDIなどの使い方もっと工夫が要るなという話も出ていますので、それはまたどうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) この辺も、ぜひしっかりとした検証をしていただきたいというのが安全委員会の基本的な立場でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、よろしいですか。特に今のところは

足すことがなければ、原子炉の安全基準についてちよつとお伺いしたいんですが、これについては大島委員。

○大島賢三君 委員の大島でございます。

私の方からは、原子力安全、あるいは原子炉の安全といった問題につきましての国際的な側面、国際的な視野、こういった見地から質問をさせていただきます。

原子力の平和利用につきましては、世界的に、一方で競争があり、他方で協力、特に安全性、セキュリティの向上については国際的な協力、基準づくりといったものがIAEAを中心に進んでおるわけです。同時に、先ほどちよつと委員長も触れられましたけれども、アメリカでのB5bのことを恐らくおっしゃったんだらうと思うんですけども、いわゆるよき先例、グッドプラクティスを取り入れていく、そういう側面もあるのかと思っております。

いずれにしても、そういった国際的に合意されていく、つくられていく基準のようなもの、特に安全の問題につきまして、こういったものに対する日本、特に安全委員会の取り組み、その必要性に対する認識というのをどういふふうにおられるか、ちよつと冒頭お聞きしたいと思っております。

○参考人(班目春樹君) これからのことですか。

○大島賢三君 今までも含めて。

○参考人(班目春樹君) まず、先ほど冒頭に申し上げましたように、我が国の場合には、国際的にどの安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言いわけづくりばかりをやっている、真面目に対応していかないかという思いがございます。

B5bなんかに至っては、安全委員会は全く実は知らなかった。今回初めて知って、ああ、これをもっとちゃんと読み込んでおくべきであった。あれがたまたま、九・一一、核セキュリティの方の話としてあったものですから、安全委員会の

所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くつんばい置かれたということですが。これからのことなんですけれども、世界に対してこれだけの迷惑をかけた国としては、最高の安全基準を定めるのは当然の責務でして、むしろ、まずは世界的な安全基準に追いつかなければいけないんですけれども、それを追いついてそれ以上のものを定めていく、これはもう国際的な責務だということに思っております。

○大島賢三君 ありがとうございます。

特に安全基準につきましては、IAEAにおいて、基本安全原則というきちつとした国際的なルールができておるわけですね。その作成の過程において、たまたま日本人の次長の方がリードをされて、こういったものができたわけですけれども、こういった安全基準をつくる過程において、各国の原子力当局の専門家が参加していた中で、日本からはそういう専門家の参加がなかったというふうなこともあったように聞いております。

と同時に、もつと肝心なことは、その基本安全原則なるものが、欧州連合諸国、EU諸国においては、二〇〇九年でしたか、採択をされている、それから、アメリカにおいても翌二〇一〇年には採択をされている、発展途上地域や旧ソ連諸国は義務的に参加しているといったような状況がある中で、主要な原子力国である我々日本だけが入っていない、いわば蚊帳の外にあるという指摘を専門家の方もなされておるわけです。

こういった実態をいろいろ考えますと、委員長がおっしゃっているような体質というものが、残念ながら非常にあるんじゃないか。これは今おっしゃったように、これからの対応としてはぜひ変えていく必要があるんじゃないか。恐らく、多くの

の専門家の方はそういうふうに感じておられると思いますが、私個人としてもそういうふうに感じるわけでございます。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃるとおりでございます。そのための最大限の努力をしなければいけないというふうな思っております。

やはり、我が国の例えば安全審査指針なんかを一つとつてみても、変えるのに余りにも時間がかなり過ぎていくところがございます。幾つかありましたが、まず、例えば、そもそもシビアアクシデントを考えていなかったというのは大変な間違いだったというふうな思っております。そこについては急遽変わってきていると思っております。

それ以外も、実はいろいろな事象の想定の際に、ちよつと専門用語になって申しわけなく、すけれども、決定論的な考え方だけではなくて、確率論的な考え方とか、いろいろなものをちゃんと組み合わせて適切に考えないといけないというふうな国際的な安全基準はなっていますが、その辺についてもまだ全く追いついていない。ある意味では、三十年前の技術が何かで安全審査が行われているという実情があります。

こういうあたりは、早急に直していかなければいけないというふうな考えているところでございます。

○大島賢三君 最後ですけれども、今、政府の中で日本の安全規制改革が進められておるわけですが、安全委員長として、今おっしゃったような認識を新しい組織に反映していく上で、どういふ助言あるいは指導をされておられるのか、あるいはこれからされようとしているのか、その辺についての考えもちよつとお聞きしたいんです。

○参考人(班目春樹君) まず第一に、新しい組織については、原子力安全委員会自体もまさに検証の組上りのついでなわけですので、積極的な発言をするべきではないというふうな考えてござい

あえてきょうは、むしろ自由に発言をしていいという場を与えていただいたというふうな考えでいますので、個人的な意見を述べさせていただきますと、この問題というのは、最後は人だなというところをつくづくと思われたいということだと思います。

つまり、例えば、実はきょう午前中も衆議院の予算委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三条委員会がいいのか規制庁という組織がいいのかというような議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようと思えばと最大限の努力をするんだという思いがいかに強いのか、それだけで決まってしまう。そうでないと、また、何か一生懸命言わなければならない、現状のままでも何とかなるからというところにとどまりかねない。

これはもう、組織の形態がどうかということよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないかと。いうふうな私自身思っているところでございます。

○大島賢三君 ありがとうございます。

○野村修也君 今までの組織を引っ張ってこれたのは委員長御自身なわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、さようでございます。

○野村修也君 ということは、何か先ほどから、官僚の動きが悪いとか事業者が悪いとおっしゃっておられるんですけれども、人として最もおかしい動き方をされていたのは委員長御自身なんじゃないんですか。

○参考人(班目春樹君) それは、ある程度のことろは認めざるを得ませんが、私も、実は原子力安全委員会にきたのは二年弱前、平成二十二年の四月の二十一日だったか何かです。

それから十一月弱で発災になっていくわけですが、それに至るまでの間にいろいろと中で議論をして、例えば、シビアアクシデントの規制要件

化は絶対に行わろう、安全指針類についてもいろいろ見直そうということをやろうとしていた。今言ってもいいわけになってしまうので余り言いたくないんですが、やろうとはしていたということだけは、ちょっと、あえて言わせていただきたいと思っております。

○委員長(黒川清君) 先生のところのスタッフについて、先生ほどのぐらい満足して、何が必要だと思われませんか。何人ぐらいいるんですか、委員だけじゃなくて、スタッフとか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会という組織は、百人と言っていますけれども、実際には、七十名ぐらいがいわゆる常勤のスタッフです。それ以外に三十名ぐらい、非常勤の技術参事という方を抱えています。技術参事の方というのは、例えば昔の原研のOBだったり、そういう専門家の方ですが、残念ながら非常勤です。

それ以外に、指針をつくるために、例えば石橋先生なんかにも御協力いただいたりなんかしていますけれども、外部の専門家というのを合計三百人ぐらい抱えている。ただし、この方たちはあくまでも、本来、大学の先生であったり病院の先生であったり、そういうような方が、そういうときだけお手伝いいただく。

こういう非常時にも、緊急助言組織を立ち上げるわけですから、そういうところを集まってくるわけでも、本職は別に持っている方が集まってくるわけでも、そういう体制になっているというところでございます。

○委員長(黒川清君) いや、だから、ふだんからの常勤の人たちの質はどうだと思っておりますかということですか。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも、私が着任しているいろいろとそういう人たちと話し合った結果、随分意識改革はしていただいて、私の手足となつて働いてくださるようになりかけたかなということと、ここで事故が起こったというのが実情でございます。

○委員長(黒川清君) それでないと、幾ら変えて

も、その人たちが移るだけでは意味がないですからね。

○参考人(班目春樹君) そこを何とか、制度をうまくつくり込んでいただきたいと思っております。

○委員長(黒川清君) 恐れ入ります。ありがとうございます。

それでは、今度、石橋先生。

○石橋克彦君 委員の石橋です。

今の話と関連することですけども、ちょっと次元が上がるかもしれませんが、冒頭、委員長が指針類を今見直している最中だとおっしゃった、そのことに関して具体的に伺いたいと思っております。

原子力安全委員会では、現在、安全設計審査指針と耐震設計審査指針、これの見直しをなさっているんだと思っておりますけれども、この二つの指針について、その改定に向けての現在の進捗状況と、それから今後の見通しというのを、簡単に、簡潔に御説明いただきたい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会自体が三月末でなくりますので、三月末までに中間取りまとめを行っていたらいいと思っております。

それで、安全設計審査指針の方に関しましては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんが、今、全交流電源喪失対策と、それから最終ヒートシンク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層よりも第四層まで踏み込んだような話になるんですが、それまで含んだ形の取りまとめを行って、後は新組織に引き継ぎようというふうに思っております。

それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったもので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくって、これも、安全委員会自身がなくなってしまうので、指針として策定するというところではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政に送ろうと考えています。

まうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけないところで、日程的に間に合わないということから、中間取りまとめを受け継げば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうな考えられているということでございます。

○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に関しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですかね。

○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つてということを出してございます。このための例えば省令の改正等も行っていらつしやるはずですが、したがって、実態としては、そちらに基づいた形で行われているというふうな認識でございます。

ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんか、今回の地殻変動が相当起こっていますので、応力分布なんかも大分変わっていますので、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださいというお願いを保安院の方に出しているところ、そういうものの答えを待っているという状態でございます。

○石橋克彦君 ただ、三月三十日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですかね。

○参考人(班目春樹君) もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。

○石橋克彦君 次に、安全審査指針の根底にある原子力立地審査指針のことをちょっと伺いたいです。

これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去はもろろん将来もない、そういう場所に原則立地しなければいけないということをやっていますし、それから、重大事故の発生を仮定しても、あるいは仮想事故の発生を仮想し

でも、ちよつと表現が違いますけれども、両方とも、要するに、周辺の公衆に著しい放射線障害あるいは放射線障害を与えないことということを目標にしていますよね。

この指針に関して、福島原発事故を目の当たりになさって、どういうふうにも今評価なさっていますか。

○参考人(班目春樹君) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。

私の聞いている限りでは、原子力基本法がそもそも改正になるというふうには聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかというと人の被害とということだったんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうには伺っております。

今までの例えば立地指針に書いてあることだと、板根事故とかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方の一つとして全面的な見直しが必要になるべきものだというのが、これは私の個人的な考え方でございます。

○石橋克彦君 先生個人としては、できるだけ早くにそういう根本的な改定をすべきだとお考えなわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ですけども、現在は宙ぶらりんな状態なわけで、三・一一以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっているけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に関しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というものがいままに動いている格好になっているわけです。国民の中には、これはもう、まるで適正な車検を受けていない大型タンプカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないなと

いう声もあるわけですけども、このあたりはいかがお考えですか、この現状に関して。

○参考人(班目春樹君) まさにおっしゃるとおりで、現在のところできてきているのは、例えば原子力安全・保安院の方から出された緊急安全対策に対しての手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交流電源喪失とか津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとどまっているのは事実です。

したがって、石橋先生がおっしゃるように、これは全面的な見直しを早急に進めて、残念ながら、原子力安全委員会は今月あつと一月ちよつとでなくならないので、新規制庁の方で、しっかりとしたものにとつて、今度にはバックフィットも法律化をされるというふうには伺っていますので、審査をもう一度直直されてしかるべきだというふうには思っております。

○石橋克彦君 はい、わかりました。ですが、一方で、班目委員長は七月六日に、経産大臣に宛てた文書でですけども、実質的には原子力安全・保安院に、例の既設の原発の安全性に関する総合的評価というものの実施を求められた。これが、現在行われているストレステストの出発点になっているわけです。

このストレステストと、今おっしゃった安全審査指針類が今のところ不備であつてということとは、どういう関係にあるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) それぞれ両方とも必要だと思つていて、要するに、国が最低限の基準があつたことも確かだから、それはきちんと直さなければいけない。

それと同時に、いろいろな緊急安全対策を打つた結果として、実力がどうなっているかというのを事業者みずからがしっかりと調べる、これも当然やらなければいけないので、まさに車の両輪だろうというふうには考えているわけです。

○石橋克彦君 ただ、先ほどもちよつとおっしゃ

いましたし、今もおっしゃいましたけれども、国は安全基準について最低のレベルを決めて、プラントの安全性を本当に保証するのは事業者だ、事業者が努力すべきだということをおっしゃいましたけれども、一方で、世界の水準は、規制の基準は非常に高くなっている。それに対して、日本は非常に低くなっている。それを十分に高めて、追いついて追い越さなければいけないともおっしゃっているんですけれども、ちよつとその両方、矛盾するような気がするんです。

○参考人(班目春樹君) これは両方を進めなければいけないんです。

つまり、ちよつと日本と違って、アメリカなんかの状況を言いますと、アメリカなんかでは、事業者が自主的にどんどん安全性を高める努力をすれば、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力をする。

要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを褒めたたえたと同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということとを問いかける形で、どんどんその全体を高めていく。ですから、国の基準を高めていく、それに先行して事業者自身のみずからプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。

継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をほんんと示せばいいというものではないというふうには我々は考えてございます。

○石橋克彦君 我々と今おっしゃいましたけれども、それは班目委員長個人のお考えではなくて、今の原子力安全委員会としての方向性、考え方はどうですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会は五人の合議制ですので、五人の合意をとつたということではございませんけれども、原子力安全委員会の中では、結局は継続的改善への道を開くことが一番大切なことだということでは、大抵意見が

一致しているというふうには思っております。

○石橋克彦君 ですが、アメリカでは、例えばアメリカのNRCは去年の七月に、福島原発事故を踏まえた二十一世紀のリアクターセーフティーに關して、非常に高めるためのレコメンデーションを出していますよね。ですから、そういうのに比べると、やはり日本の国の基準、指針は非常に低くて、それはそれで一方で高めていって、両方で競争していくべきだということですね。

○参考人(班目春樹君) そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ちよつとストレステストに戻りますと、ストレステストを始めたヨーロッパでは、これは、施設の弱点を見つけて、クリフエッジとか何かそういう弱点を見つけて、それを改善していくための手法が主眼になっていると思うんです。

そういうことは、それはそれで日本でもやつたらしいことだとは思いますが、一応現状では、国の安全審査指針類が非常にレベルが低い段階で、このストレステストに合格したらそれは再稼働していいということになるんですか。その辺の關係はどうなんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、ストレステストというのは、安全審査基準のつとつて行われるものではなくて、もつと上を目指してやるものなので、それを見せたい。安全審査指針のつとつていっているから文句ありませんねというふうには事業者が言ってきたら、文句ありませんと答えようと思つています。

○石橋克彦君 ただ、ちよつと細かいことになりましてけれども、このストレステストは、かなり応急的なものか、要するに基礎体力を高めるという話ではなくて、例えば、具体的に大飯三号、四号でいえば基準地震動七百ガルの何倍まで大丈夫だという話で、これのテストの方法も、今結論として報道なんかされているのは、七百ガルの一・八倍の千二百六十ガルまでは大丈夫ですということになっていましてけれども、地震動が大きくなれば

ば当然それは地震が大きいわけで、ソースが大きいわけですが、

したがって、振動の継続時間とか、それからスベクトルとか周波数成分、そういうものが変わってくるわけで、指針類に基づいて安全審査あるいはバックチェックをするときには、その辺もきちっと見て、要するにプラントの基礎体力というのが高まっていくわけですね。

だけれども、現在、日本で行われているストレステストは、単に倍率を掛けるだけで、だから基礎体力を高めるものではないと思うんですけれども、その辺、いかがお考えですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会が経済産業大臣宛てに出した文書では、まさに、みずからプラントの弱点、脆弱性をちゃんと把握して、頑健性を高めるようなそういう評価をやつてくださうということになっております。それに對して、一次評価と二次評価という形でやりますというふうな言ってきたのは、これは原子力安全・保安院の方で、とりあえずそれでやりますということなので、それでやるということ自体は承してございます。

ただ、最終的な目標は、まさに全体としての頑健性を高めることなので、どうも、原子力安全委員会が存続する間に二次評価の結果を持つてきてくださるような気はだんだんなくなってしまっているんですが、最終的には石橋先生がおっしゃるようなことをやっていたらいいと思います。

○石橋克彦君 最後に伺いますけれども、おとといですか、保安院から大飯三号、四号に関しては原子力安全委員会に報告が出たそうです。報道によると、班目委員長は、原子力安全委員会が存続している間に結論、検討結果を安全委員会として出したとおっしゃったみたいですが、それは今でもそういうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) やはり、できたら出したと思うんですが、これは、原子力安全・保安院の方の回答次第では、そうでない場合もある

り得るといふふうに回答していると思います。○石橋克彦君 わかりました。どうもありがとうございます。

○野村修也君 済みません、何度も御質問して恐縮なんですけれども、今、ストレステストとその安全指針類との関係について、これは次元の違うものだということはよく理解できたんですけれども、もともと、その安全審査指針類の中に仮想事故という概念がございますね。

これは、起こらない事故ということ、起こった場合にどのぐらいの放射線量が出るのか等々を考へながら、その周辺の避難住民の健康被害との関係で検討をしていくという考え方だと思ふんですが、今回、実際の福島事故では、仮想事故で想定していた放射線量の何倍の放射線が出たのでしようか。

○参考人(班目春樹君) 多分、百倍近く出ているのではないかと思いますけれども、ちよつと済みません、もつと出ていますかもしれないね。

○野村修也君 千倍出ているかもしれないね。済みません、計算がちよつとできないので、ごめんなさい。

○野村修也君 私が間違っていないければ、千倍ぐらい。○参考人(班目春樹君) では、千倍だと思ひます。

○委員長(黒川清君) 一万倍ぐらい。○野村修也君 ごめんなさい、一万倍でした。

○参考人(班目春樹君) もうとにかくすごいです。全然考ええなこともございませぬです。

○野村修也君 桁が違ったので一万倍ですけども、起こり得ない事故として計算していた放射線量の一万倍も出てしまっているわけなんです、それはもともとどの基準がとんでもなく計算間違いということではないのでしょうか。そのことについての責任というのはないのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とんでもない計算間違いというか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼ

さないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思はざるを得ない。

申しわけございません。これを定めたとき、私自身、安全委員であつたわけではないので想像ですけれども、このあたりはもう根本的に反省して再出発するしかないと思つています。

○野村修也君 今おっしゃったことというのは、結局、一万倍出るといふ計算から始めてしまうと、日本のこの国土の中では住むところがなくなつてしまふというような、恐らくそういう計算になつてしまふんですね、距離からいけば。

ということ、逆に言うと、このぐらいまで人が住んでもいいというふうな逆算すればこれしか出ないという計算をしたんじゃないかと御推察だという理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。

○委員長(黒川清君) それは、多分そういうことなんですよ。立地の指針ということが、仮定がどこかでずれてきてしまった、もとは多分アメリカとか同じレベルでやつたんだと思ひますけれども、幾つかの仮定の設定をしつかり見直さないと、いけないうんじやないかと思ひますけれども、それはやるんですね。

○参考人(班目春樹君) 大体、立地指針なるものが必要なのかどうか、ちよつとよくわからない。というのは、立地指針は非常に重要な構造をしていまして、基本的なことを考えた後、今度は、いろいろな詳細設計が済まない最終的な解が出てこないという非常に重要な構造の指針になっていまして、もうちよつと抜本的な見直しが必要かと

は思つています。

○委員長(黒川清君) それは専門家として何かあります、石橋さんか田中先生か。いいですか、一番最初の立地指針の話は。

○石橋克彦君 確かに、根本的に考え直さなければいけないというのを今の原子力安全委員長がお考えということ、大変強いわけですが、どう要するに、どういふところなら建てていい、どういふところなら建ててはいけないんだということ

がもつとはつきりわかるように、明快なことをずばつと決めればよいと思うんですね。

しかも、あれは一九六四年、昭和三十九年ですよ。ですから、あれがまだに生き延びていて、その改定を誰も責任ある側が言ひ出さなかつたということが、ある意味では、そういうことが積み重なつて福島事故が起つてしまつたわけですね。

ですから、今後も、その組織が変わつても、多分御要職に当たられる可能性は高いと思ひますから、ぜひお願いします。

○参考人(班目春樹君) 多分、その可能性はゼロだと思つています。

○田中三彦君 田中です。ベントのことでちよつと確認だけさせていたいただきたい。

ベントというのは、やはり放射性物質を出すか出さないかという非常に重要な問題だと思ひます。格納容器から、聞き間違いでなければ、先ほどの御説明の中で、まず、ベントのことを思ひつたというのが三月十一日の夜のことがだつたと思ひますけれども、そのときには、減圧による注水のことを考へて格納容器の圧力を下げようと思つたというふうにおっしゃつたように聞こえました

が、それでよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) はい、そういうふうな考へていたと思ひます。

○田中三彦君 ということは、そのときは水素発生することは考へていらつしやらなかつたという意味ですか。

○参考人(班目春樹君) その時点では、要するに水蒸気がほとんどS R 弁から噴いて、格納容器の圧力が上がつていっているものなと思ひ込んでいます。○田中三彦君 ただ、それは、水蒸気がS R V 經由だとして上がらなうか。凝縮してしまひますよ。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

ていつて、それで蒸気発生が起こっているのではないかと推察していました。明らかに間違いでしたけれども。

○田中三彦君 そうすると、東京電力がその後、夜中に考えて、手動の準備をし始めるベントというのとは、ちよつと意味が違ったベントを考えていらつしやつた。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。時間が過ぎますので。

ですから、実際に格納容器の圧力が上がり出したのは多分夜中を過ぎていたと思いますけれども、そのあたりから、私自身は相当に何か頭の中でいろいろなことを考えて不安になっていたと思います。

○田中三彦君 そうすると、水素はまだそのときには発生していなかつたんだけれどもという理解をされておられて、その後、だんだん水素のことが頭の中にめぐつてきた、そんな感じでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ちよつと、そのときにかくいろいろなことを考えていたので何とも言えませんけれども、炉心が溶ければ水素が発生するのは、これはもう自明ですから、水素のことに頭がいかなかつたわけでは絶対ありません。

ただ、それがどの時点だつたかという、ちよつとはつさり言えないのが実情です。

○田中三彦君 もう一つだけ、済みません。

水力学的動荷重の研究を多分なされていると思います。今回は、地震動と水力学的動荷重が重なるとか、そういうようなイメージは一瞬お持ちになつたことはございますか。

○参考人(班目春樹君) 今回に関しては、特にはなかつたですね。そういうことよりも、全電源喪失という話をばつと聞いて、そちらの方の対策としてどういふことが打てるのかということばかり頭がいつていたという状況です。

○田中三彦君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ちよつと一つ戻つて、今、石橋先生がおつしやつた立地審査指針のところ、仮想の事故にしろ重大事故にしろ、想定外じゃ

ないけれども、今回は全くレベルが違うわけですね。だから、そういうところまで戻さないと、今度の、さつきおつしやつた新しい法律をつくらうとしていくというのは、そこまで考えているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 要するに、今まで日本では、シビアアクシデントは、これは事業者が自主的に対策を打つておけばよくて、規制の対象外だつたんです。しかし、現実にはシビアアクシデントが起こつたわけですが、これからはシビアアクシデントもちゃんと規制の中に入れますということに今度の法律改正案はなつていくというふうに理解しています。

○委員長(黒川清君) 事業者の責任。○参考人(班目春樹君) いや、違います。今度は規制もちゃんと関与する。

○委員長(黒川清君) 今までは事業者の責任だつたんですか。

○参考人(班目春樹君) ええ。ですから、非常に変なことが起こつていまして、多分、田中先生は詳しいと思いますが、例えばベントのための配管というのは、これは設工認の対象にすらなつていないんです。

○委員長(黒川清君) そうでした。それは最近です。もつと後の話でしたね。

○参考人(班目春樹君) 今も多分なつていないんです。根本的に見直さなきゃいけないところなんです。

○委員長(黒川清君) わかりました。ありがとうございます。

○参考人(班目春樹君) ありがとうございます。

○参考人(班目春樹君) とにかく、住民の健康被害を起こさないこと、それはもう第一優先順位だ

というふうに考えております。

○参考人(班目春樹君) 第一。

○参考人(班目春樹君) 例え、住民避難の話は、これは私がしたかどうかはちよつと本当にわからない形で行われています。しかし、三キロ、十キロ、二十キロという形で行われている。これが第一点ですね。

あとは、原子力安全委員会というのは、こういう事故が起こつた後は、基本的に助言機関ということになります。それで、原子力災害対策本部の方からいろいろな技術的な質問事項がやってくる。それに対してほとんど回答しているということをやっています。

その中には、例えば、沃素剤なんかの服用についての質問も多分あつたはずですし、それから、スクリーニングとつて、いろいろ放射性物質で汚れている人にどう対応したらいいかというような質問もあつたでしょうし、そういうようなたぐさんの質問に次から次へと答えていた、これが原子力安全委員会の対応でございます。

○参考人(班目春樹君) はい、していると思えます。

○参考人(班目春樹君) それは末端までちゃんと届いたんですか。

○参考人(班目春樹君) いまでもつて、原子力安全・保安院の方に問い合わせていますけれども、回答がございません。

原子力安全委員会としては、緊急助言組織の鈴木元先生が沃素剤を服用させなさいよという助言を与えているらしいんですが、それがどこかで消えてしまつていく。

○参考人(班目春樹君) それはどうしてなんですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会の方ではわかりません。申しわけございません。

○参考人(班目春樹君) まさにおつしやるとおりで、こういうときに沃素剤を一度集まつてもらつて渡すなどというのは、机上の空論にすぎなかつたと思つております。

そういう意味では、少なくとも、発電所の方の状況が差し迫つたときにすぐ逃げたいだくような範囲の方には各戸配付をあらかじめしておくとか、そういうようなことも含めて、現在、防災指針なんかの見直しをやつていくところでございます。

○参考人(班目春樹君) 見直しをやつていくと。

一番初めに、安全委員会ヨウ素剤検討会でもそういう案は出ていたはずなんですけれども、すぐ消えてしまつたという感じ。私は、ヨウ素剤検討会で傍聴していたことがあるんです。

○参考人(班目春樹君) いつのですか。

○参考人(班目春樹君) 一番初めのヨウ素剤検討会です。

○参考人(班目春樹君) ヨウ素剤検討会というのは、安全委員会の方ですか。

○参考人(班目春樹君) 安全委員会。

○参考人(班目春樹君) その医療分科会でしょうか。

○参考人(班目春樹君) ええ、そうです。

○参考人(班目春樹君) いや、消えていないと思

います、各戸配付。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。

せになるということをおっしゃいました。四月の時点の見解と、それを五月に変えて、それで十月の修正ということ、ホームページで修正してあるわけですが、こういう基準のアドバイスというのは、どなたがなさっているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 基本的には、原子力安全委員会では久住先生がその分野の専門家ということになってございますが、当然その後ろには多くの専門委員の方がついて、そういうふうな文書を作成してございます。

○崎山比早子君 では、原子力安全委員会の中の専門委員がそういうことを考えていらっしゃるということですか。

○参考人(班目春樹君) 専門委員というのはほかにも職業を持っていらっしゃる方が、そういう方に一緒に考えていただいているというのが実情でございます。

○崎山比早子君 四月の時点の発がんはないというふうな見解というのは、過小評価だったということですね、そうすると、健康への影響はないということがホームページにあつたわけですか。

○参考人(班目春樹君) 済みません、私、ちゃんと把握していないんですけれども、もしそういうのがあつたとしたら、当然それは間違いだと思えます。

○崎山比早子君 今度、労働者の被曝のことに關してですけれども、東電の幹部から、労働者、放射線作業従事者の線量限度を百ミリから二百五十ミリシーベルトに上げるということを相談されて、二百五十ミリシーベルトに上げられましたね。その根拠はどういうことですか。

○参考人(班目春樹君) 根拠は、これはICRPの勧告によりますと、こういう非常事態の場合には、五百ミリシーベルトから千ミリシーベルトというのが基準になってございます。さらには、志願者については上限なしというルールを適用している国もございませぬ。

私をやつたことといひますか、原子力安全委員会というのは結局助言組織ですから、そういうふうな東電からの申し出に對しては、ICRPなどではこういうふうになっていきますということをお説明して、実際の省令改正等々は規制行政の方で行われたものだといふふうに理解してあります。

○崎山比早子君 線量を上げる以外に方法を検討されたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) その場ではどういう状況になっていったかといふと、実は、非常事態の場合には百ミリシーベルトまでだと、法律違反にならないように東京電力としては五十ミリシーベルトで運用せざるを得ない。そうすると、もう一切作業ができなくなつてしまいますといふことで、ぜひ国際水準に合わせていただけようかといふ申し出があつたので、国際水準はこうなつていふと、いふ解説をしたんだといふふうに記憶してあります。

○崎山比早子君 ということは、放射線作業従事者の数が少ない、技術者の数が少ないということなんですか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、違います。一回の作業で、下手をすれば五十ミリシーベルト以上浴びてしまうような作業は、もう一切できなくなるということなので、これは万が一ですよ。万が一のときでも法律違反になるようなことはできないとなると、本当に手足を縛られてしまつて、どうしようもなくなるので、国の方で法令を少し考えてくれないかといふ申し出があつたんだと理解してあります。

○崎山比早子君 それで、二百五十ミリシーベルトに上げてから労働者の放射線管理というのが少しずさんになつたといふ声も聞こえるんですけれども、きちつとその二百五十ミリというのを守られるように、どういうような指導をされているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 結局、具体的な指導といふのは規制行政の方にお尋ねいただきたいんですけれども、作業者の放射線管理といふのは大切

なので、いろいろな形で、原子力安全委員会の方から原子力災害対策本部の方に助言はしているはずだと思ひます。

○崎山比早子君 次に、食品のことについてなんですけれども、三月十七日に厚生労働省が決めた食品と飲料水に対する基準ですけれども、その基準値についてどういう評価をされていらっしゃるんですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、暫定基準値というのは原子力安全委員会が定めたところの防災指針に書かれている値なんですけれども、それがいつまでも使われるというのは好ましくないと思つていましたので、ちゃんと厚生労働省の方でしかるべき値を決めてくださいとずっと申し上げていたところ、値が出てきたものですから、それはそれで結構だと思つていらっしゃるということでございます。

○崎山比早子君 それで、下げるといふことに関してはこの間答申が出た。それはずつと方針としては守るといふことなんです、百ベクレルといふのは。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としてどう考えるかですか。

○崎山比早子君 はい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、ちゃんと厚生労働省の方で定めたんだつたらば、それに従つてきちんとやつていただきたい、それに尽きるということなんです。

ですよといふ値でございます。工業製品、農業製品、いろいろなものがありますけれども、そういうものに対して管理を外してもいいという基準でございます。

それから、食品の方の安全性に關しては、天然の放射性物質、カリウム40などが私自身にもあつて、私自身も大放射線源になってございませぬので、それとの比較で議論しなければいけないといふところなので、ちよつとその比較が違ふのではないかといふ気がいたします。

○崎山比早子君 それは自然放射線よりプラスに入るわけですからね、カリウムや何かよりは食べるもので入る場合は。

○参考人(班目春樹君) ですから、したがつて、カリウム40による影響に比べ十分無視し得るぐらい小さい値に定めていただければ結構だといふことで、そういうふうになつていふといふふうに私は理解してあります。

○崎山比早子君 でも、今の基準ですと、四月に変われば別ですけれども、放射性廃棄物扱いにしなければならぬようなものを国民が食べさせられているといふことになるんじゃないかと思つてます。その点、いかがですか。

○参考人(班目春樹君) いや、ちよつと、済みません、そこまでちゃんと計算してないのでわかりませぬけれども、そうはなつていないと思つてます。

○委員長(黒川清君) それでは、これはまた後で。

を、計画被曝状況といいますが、年間一ミリシーベルト以下になるように努力し続けなければいけない、そういうことになっていきますので、閾値がもっと高いところにあるかもしれないという議論は一切なしに、やはり最終的には年間一ミリシーベルトを目指して最大限の努力をすべきである、これが基本的な考え方でございます。

○横山禎徳君 ということは、先ほど決定論から確率論へとおっしゃったということは、ここから以下はいんだとかいうことではなくて、どの場合にも、それとはちよつと違ってお話なんですか。

○参考人(班目春樹君) 全く違う話です。済みません。健康影響の方とは全く別に、どういう事故を考えたければいけないかというときに、直径が六十センチもあるような配管がばかっつと切れることまで考えているんだからもういいでしょうと言わないで、もうちよつと現実的にどういうことが起こり得るのかというのを全部洗い出して、そういうものの確率もちゃんと計算して、そうした上でこういう事故に備えるようにしよう、そういうふうな方針に変えるべきであるということを申し上げたつもりでございます。

○委員長(黒川清君) 今のは多分、一つは、放射性廃棄物の処分をするときに、セシウムでいうと、百ベクレル・パー・キログラム以上であれば、これは放射性の廃棄物だというふうに定義することになっていくんですね。ところが、食品について、今回の厚生省から出たのは、例えば同じ放射性的セシウムでいうと、飲料水、牛乳・乳製品は二百ベクレル・パー・キログラム以上はやめなさい、それから野菜類その他では五百ベクレル・パー・キログラムという、放射性廃棄物よりはるかに高い値を食べてもいいのかねという話に解釈されるんじゃないかな。

後で調べていただいて、ちよつとお返事いただければいいかなと。
○参考人(班目春樹君) はい。済みません、ちよつと勉強不足で申しわけありません。

○委員長(黒川清君) そう思いますので、その辺、またちよつと書いていただければよろしいかと思ひます。じゃないと、早急に訂正しなくてはいけないのかもしれないとちよつとこちらも思つたので、そういう質問が出たんだと思ひます。最後に、石橋先生から。

○石橋克彦君 ちよつと一つ。このお話の最初に、原子力はもちろん住民の健康被害の防止を第一に考えていますという趣旨のことをおっしゃつたと思うんですけども、いや、それが、本当かなと言つては失礼ですけども、いや、というのが、また立地審査指針に戻りますけれども、立地審査指針の「基本的目標」というところに、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し」と書いてありますけれども、その次に、「かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として」と書いてあつて、やはりこれははかりにかつたので、必ずしも住民の健康第一ではこれまでで思つていると思うんですけども。

これは班目委員長個人に申し上げているわけではありませぬ。やはりこの辺も、福島を踏まえて痛切に反省していただかなければいけないと思ひますけれども。
○参考人(班目春樹君) 原子力基本法もまさにそういう書き方をしてございまして、これも含めてしっかりと国会でも議論がされるものというふうな期待しているところでございます。

○委員長(黒川清君) さようは本当にありがとうございます。委員として、先生とフランクな意見を交換できて非常によかつたなと思ひます。今回の事故というのは、本当に皆さんも余り予想していませんが、ある日標、それによつて何か達成されたとは言にくいのかも知れないけれども、その次に、いろいろ変わつてきましたよ、いろいろな意味で。社会も変わつてきたし、今度法律も変わつてくるという話ですが、これをどういうふうな委員長としては引き継

いでいくのか。
それから、今の、先生のスタッフもそうですけども、それぞれの適材適所というのはすごく大事だと先生おっしゃつたけれども、私もそうだと思うんですよ。そういう意味では、どういふふうにお考えかというのをざくつと書いていただけたらいいと思ひますが。

○参考人(班目春樹君) これだけの事故を経験して世の中が変わつていくことをとにかく踏まえると、今までと同じように、外国では気にしているけれども日本では起きませんよなという、そんな言いわけが通用しなくなつていく。これは明々白々です。そういう中で、きちつと機能するような組織であり制度であり、それを支える人であつてほしいし、そういうふうになることをまさに国民全体できちつと監視していかなければいけないというふうな思つております。

○委員長(黒川清君) それから、さようの先生の話を聞いてみると、この委員会も、今議論している、非常に意を強くするというか同じ認識をしているんですけども、日本は今まで原子力も技術立国であるという評判があつて、日本でこんなことが起つてつとすることは非常に信じられないという話を随分聞きます。

しかも、お互いにこれからこういう事故からどう学ぼうかということ、委員会の問題、独立性の問題、人材の質の問題ということが非常に今問われていくわけで、そういう意味では、確かに技術はそれだけけれども、マネジメントその他のシステムの問題とかいふことがかなりあからさまになつてきたわけですね。

そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのかということ、向こうも日本語書いてあつてもかなり調査していますから、そういうことからいふと、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和三十九年につくられたこ

との問題も、ちよつと先生の御意見も伺ひました。が、今から考えてみると、日本がそういうのをつくつたのは、明らかにアメリカのルールをまず最初は採用しながら、先生がおっしゃつたように、いろいろな事故から学んで、どんどんきつつけていくというプロセスがあつたんだけれども、実はそれが結構緩かつたんじゃないかという話は、日本だけではなくて世界が実は注目して、もう知つてしまつていくことですよ。

だから、それに対応できない限り日本の国の信用はなかなか大変だろなと思ひますが、そういうことからいふと、あの設置基準そのものからいふと、意外にもそのところからは合わないところが結構あるんじゃないか、もう建てられてしまつてはいるんじゃないかという話も、あるルールのもとでは多分できていくのかもしれないけれども、実際はそこからちよつとも進んでいないということが結構わかるんじゃないかと思ひます。

そういうことかという、発電所が幾つもあるかもしれないということなどは、先生の御専門からいふとどう思われますか。
○参考人(班目春樹君) まさにこれからしっかりと、多分ストレステストというのも行われるんですけども、指針の根本的改定も行われると思ひますけれども、それに合わないのは当然廃止していく。そういう中で、本当に、総理がおっしゃつたように、世界最高の安全水準というのを目指さんだということの決心をもう一度し直す必要があるというふうな思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。世界一の安全ということもそうなんだけれども、事故が起きたときは、その国民なり住民の安全と避難ということをやはり考えないといけないという話も、もう一つ出てくると思ひます。

そんなことで、本当にさようは、班目委員長のフランクな意見を伺わせていただきました。どうもありがとうございます。御礼申し上げます。

どうもありがとうございます。御礼申し上げます。

○委員長(黒川清君) 次に、原子力安全・保安院について、寺坂信昭前原子力安全・保安院長でございますが、お願いいたします。

寺坂前院長、どうもありがとうございます。

本日は、参考人として御出席いただきましてありがとうございます。

最初に御尋ねしますが、原子力安全・保安院の設置の目的はとも何だったのでしょうか。いろいろ御意見を伺わせていただきたいと思います。が、ぜひフランクに言っていただければと思います。よろしくお願いたします。

○参考人(寺坂信昭君) 昨年八月まで経済産業省原子力安全・保安院長を務めておりました寺坂信昭でございます。平成二十一年の七月十四日から昨年八月十一日まで、三月十一日の事故発生時を含めまして院長の任にありました。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に因しまして、その発生と事故の進展につきまして、今なお発電所とその周辺は通常の状態にはなく、また、住民の方々の避難が継続され、大変な御労苦をおかけしておりますことなど、安全規制を担当していた者として、まことに申しわけなく受けとめております。深くおわびを申し上げます。

ただいま、委員長からの御質問でございますけれども、原子力安全・保安院は、原子力の安全と、それから私も産業保安と呼んでおりますけれども、原子力以外の電気関係、それからガス、コンビナート、鉱山等々、いずれもその安全を確保して事業が進められていくということ、とにかくその安全を確保するということを任務としている組織として、二〇〇一年にスタートしたものでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

そうすると、この法令の設置の目的には、人命保護あるいは住民の保護みたいな話はあるんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 安全の確保、そういうことと理解をしております、もちろん、その安全を確保するということは、結果において、住民、あるいはその事業をなさっておられる従業員の方々、そういう方々の安全の確保、そういうものもあわせてのものというふうに理解をしておりますので、そういうものだと思います。

○委員長(黒川清君) 今回のように、何か起こったときの、周りの住民とかいろいろな話については、ないのですか。

○参考人(寺坂信昭君) 事故そのものに関しましては、原子力災害対策特別措置法、また別の法律があるわけでございまして、そういったこととあわせて、それから被害の最小化、そういうことと安全の確保、それから被害の最小化、そういうことについての対応を進めていく、そういうものだと認識をしております。

○委員長(黒川清君) IAEAの基本安全原則なんかだと、保安というのか安全だと、放射線の影響から人々を守るというのは、従業員にかかわらず、そういう話も書いてありますよね。そういう対応については、ここでは扱わないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子炉等規制法あるいは原子力災害対策特別措置法、そういったものと重ね合わせまして、全体としての安全の確保を進めていくというふうに考えてございます。

○委員長(黒川清君) そうすると、前院長は、次長も務めておられるし、耐震指針のときも次長としてかかわっておられますけれども、そういう意味では、保安院の内容あるいは使命については十分御存じだと思います。

それを踏まえた上で、きょうはぜひ、本当に考えていただきまして御礼を申し上げますとともに、委員の方でいろいろ前院長の御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは最初に、事故時の対応ということで、そのときは院長でございましたので、野村委員の方からよろしくお願いたします。

○野村修也君 委員をさせていただきます野村でございます。

事故時の対応についてお伺いしたいと思うんですが、今は安全・保安院についての一般的な役割の御説明をいただきたいんですけども、保安院というのは、原災法、先ほどありました原子力災害対策特別措置法に基づいて事故後設置されます原子力災害対策本部において、事務局の役割をされているということと理解していただいているんですが、そのときの事務局長も院長であった、寺坂さんであったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力災害対策特別措置法に基づいて原子力災害対策本部ができましたときに、原子力安全・保安院長がその事務局長になります、そういう仕組みというふうに理解をしておりますけれども、原子力災害対策本部そのものは、制度的には内閣府の組織でございます。

それで、各省庁から関係の職員の方々に集まっていた、事務局が構成されるわけでございまして、その事務局の場所は原子力安全・保安院の建物の中にある、原子力安全・保安院のERCと俗に呼んでおりますけれども、そこが事務局になるということでございます。

そういう意味で、事務局の職員は多くは原子力安全・保安院の職員でございますけれども、他省庁の方々にも御参画いただいた形での事務局が構成されるということでございます。

○野村修也君 そうはいいながらも、事務局長であったということは当然だと思っておりますけれども、今、その原子力災害対策本部において、当時の議事録の作成が行われていなかったということが一般的な国民から見ても批判の対象になっているわけなんです、そのことについては、公文書管理法との関係で考えてみますと、やはり本来、事務局長として作成を指示し、そして保管すべき立場にあったんじゃないかと思うんですが、その点について、不作為の責任というふうなものはお感じになっておられますでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力安全・保安院でございますが、原子力災害対策本部事務局長といたしまして、当時の議事録が作成されていないということも思っております。

まして、当時の議事録が作成されていないということにつきましては、大変申しわけない、そういうことを思っております。

議事録、それから議事概要等々、幾つかの形があるかと思っておりますけれども、議事録そのものについては、そもそも、速記あるいは音声での記録、そういったものがなくつくれない、そういうものでございますけれども、そういったことについての対応というものはどうもできていなかったということでございます。また、議事概要につきましても、現在、今の体制の中で作業が行われていると承知しておりますけれども、そういったことの資料の確認も含めて、概要その他についての作業が進められているということでございます。

いずれにいたしましても、議事録のものが、そういうものがつくられていなかったということにつきましまして、私は事務局長ということに思っております。

○野村修也君 かつて、やはり似たような組織において議事録がなかったというふうなことの報道もあるんですけども、ただ、少なくとも公文書管理法という法律ができて以降は法令上の命令だということに理解してはいますが、そういう意味では、この事実は法令違反という認識でよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 公文書管理法が施行された後において、議事録そのもの、まさに今申し上げました速記録とか、そういったものを起こす形での議事録がないということについては問題が大きいものだと思います。

概要的なものは、最初のころについてはなかなかそれすらもできていないと思っておりますが、途中からはそういったものが残されているというふうな、いろいろ精査があることは事実のようでございます。

○野村修也君 では、あるということですか、何か文書が。

○参考人(寺坂信昭君) 概要といえますかメモと

申しましたか、そういう類いの、途中段階からのものでございまして、そういったことも含めて、今、議事録と申しましたか、議事概要と申しましたら、そういうものについての思い起こし作業を進められているというふうに承知してございまして。

○野村修也君 ということは、最初の段階は法令違反をお認めになれる。ただ、その後、比較的早い段階からメロ等があつて、それを議事録に起こすことの可能な状況にある、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 議事録というのが、今申し上げましたように、一言一句の速記録とかそういうものというものであれば、それは記録したものがなければ、それは恐らくできないだろうと思っております。

○野村修也君 一言一句正確性がなくても、かなり信憑性のあるものはつくれる。ただ、最初の、当初の数時間、あるいは数日なかもしれないませんが、この部分については違法性を阻却してほしいという御意見でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) なかなか、その点についてはできていないと思います。

○野村修也君 わかりました。

○野村修也君 またちよつと別なことなんですけれども、今度は保安院長としてのお役目についてお伺いしたいんです。

寺坂元院長は、まさに官邸におられたというところでよろしいでしょうか。規制庁のトップとして、当時は官邸の中にと詰めておられたというところでよろしいでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、違います。当初、十一日の日の緊急事態宣言が出されて、その後、官房長官の記者会見がございまして、その補足といいますが、そういったことをするまでが私が官邸にいたところでございまして、その後は、先ほどの原子力安全・保安院のERC、そこに戻っております。

○野村修也君 それは、どなたかからの命令でそ

ちらに戻られたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) いいえ、私と次長との相談によりまして、私が原子力安全・保安院の方に戻り、次長に官邸の方に残ってもらったということとでございます。

○野村修也君 平岡次長の方が官邸に残られたというのを決められた理由というのは、院長の方が官邸にいらっしゃるべきではなかったんですか。

○参考人(寺坂信昭君) そこはどちらがというところにはございませぬけれども、一番最初、私が官邸の方に向かいましたけれども、途中で平岡次長も官邸にいらしたということも認識いたしました。

○野村修也君 原子力安全・保安院の建物と、あるいは官邸に残るかということをお考えましたときに、私はどうしても事務系の人間でございまして、これだけの非常に大きな事故、技術的な知見というものが極めて重要になってくる、そういう中で、私が残るよりも、官邸の方に技術的により良かった人間が残ってもらう方がいいのではないかと、これは私自身が判断いたしました。私が原子力安全・保安院の方に戻った次第でございます。

○野村修也君 私はちよつとびっくりするんですけども、原子力の規制庁のトップは原子力についての知見を持たない方がなつておられるということなんです。

○参考人(寺坂信昭君) 知見といひましようか、今私が申し上げましたのは、私は原子力工学その他、理科系のそういう訓練といひましようか、積んで、それで原子力安全行政をずっとやってきたということではないかということと、次長のもともとは事務的なものでございまして、次長も最初に初めて原子力安全行政を担当した、そういうこととでございます。

○野村修也君 そうなりますと、官邸での動きというのは院長御自身はなかなか把握しにくかつたんじゃないかと思うんですけども、寺坂元院長

自身は、官邸の五階、地下二階などで、あるいは中二階というのがありますけれども、こちらで具体的にはどのような対応をとられてきたのかということについては、その段階ではリアルタイムに把握されておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) リアルタイムと申しましようか、場面場面を見ているわけではございませぬので、厳密な意味でのリアルタイムはできておりませぬけれども、官邸の中で幾つかの重要なことが決まった、あるいは決まる前とか、こういう議論になつて、あるいは決まる前とか、こういう議論になつて、官邸にいらる者から連絡、そういうことによつて状況を把握して

○野村修也君 それぞれの階では何を役割として担つておられたんでしょうか、官邸の中ですけれども。

○参考人(寺坂信昭君) 官邸の中は、地下に危機管理センターがあるわけとございまして、そこでは、震災そのものの対応、それからもちろん原子力災害に伴います対応、そういったことについての関係省庁、局長クラスの方がお集まりでございまして、そういうことと、住民避難を含めた連絡、調整、そういったものがなされてたというふうな理解をしております。

それから、五階の方では、今申し上げました緊急事態宣言後の避難の指示の関係、あるいはベント作業等々、プラントがどのようになつていくか、あるいは電源車を中心として電源をどのように確保していくのか、そういったことについての作業というものが官邸の中で行われている。

もちろん、原子力安全・保安院の方でも並行した情報収集その他の作業を行うわけとすけれども、そういうふうな状況になつて、そういうふうな理解をしております。

○野村修也君 中二階は何をやつていたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 中二階につきましては、私自身は中二階というよりも五階での議論という

ふうになつて理解をしておりますけれども、いづれにしても、そこに次長あるいは海江田大臣等がお集まりになつて検討が重ねられているというふうな理解をしております。

○野村修也君 先ほど、原子力の科学的な、いわゆる理科系の知識は自分持たない、文科系の間だ。でも、トップはトップなわけですね。

今回の政府事故調の報告書などを見ますと、まさにこの官邸の中での意思疎通、こういうロジスティックの部分が非常におかしかつたということが指摘されているわけとすけれども、そこそが文科系の院長のおやりになるお仕事だつたんじゃないんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) その点にしましては、むしろ原子力安全・保安院に置かれておりましたERCから情報提供をしていくということについて、これはまず一義的な役割というふうな思つておられますので、それは官邸に伝える。官邸の中でこれがどういう形になつていくのかということについては、官邸の中にいる者、次長を初めとして要路に關係の情報を伝えていくということだつたと思つております。

○野村修也君 当時、菅総理は、五階に情報が上がつてこない、保安院の方からの情報が上がつてこないということと、保安院の御指摘されているわけなんですけれども、では、それはそこにおられた平岡次長の責任だ、そういう整理でよろしいんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 保安院からの情報を入れて、これが全部が全部行つていないとは思ひませぬけれども、必要な情報については、大臣あるいは総理のところへ情報は伝わっている、そういう中での検討が行われているというふうな思つております。

○野村修也君 それは外からそう信じておられただけで、現実には上がつていないという報告書になつていくわけですね。

そうなりますと、そのことについてきちつと確認をされていなかった院長御自身の責任というの

はないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) その点が、伝わっているというふうな考えていたということでございますので、その確認が十分でなかったと言われればそういう点はあるかと思えます。

必要な情報については、時に求められ、あるいはこちらから出して、それが何らかの形で必要なところに伝わっていく。それから、東京電力の方も官邸の中いらつしやるわけでございますして、そっちのルートからの情報、そういったものもあわせて伝わっているというふうな理解をしております。

○野村修也君 わかりました。
院長は、原子力安全・保安院長として、総理から求められれば、その時点においても一定程度の助言をすべきお立場にあつたというふうな理解はしていますが、それはそのようなお役目はあつたという理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 現実にはどの程度役に立ったかということについては別途あるかと思えますけれども、やはり技術的な要請、そういったものが非常に強ございました。

ですから、そういった中で、どういう形での具体的な提言、そういったものができたかどうかについては、今振り返ってみたときに、必ずしも自信があるものではございませんけれども、その場に就いていたとすれば、そういう形での何らかの発言、あるいは助言と申しましょうか、そういったことをやる役割であつたのだらうと思えます。

○野村修也君 ということは、官邸から退かれてしまつたので、そのお役目は果たされなかつたということでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それ自身は、しばらくは官邸の方に入つてございませんで、今先生のおっしゃつた意味合いでいけば、総理との関係というものはしばらくはできていない、そういう状態でございます。

○野村修也君 例えば、一号機の炉心の状況というのを、元院長の寺坂さん御自身はどう理解されておられたんですか。

○参考人(寺坂信昭君) 一号機に関しては、もともと非常用復水器があつて、これは電源がなくても機能していく、非常用復水器というものがしばらくの間は作動している、そういう状況認識を持っておりました。

○野村修也君 それは、官邸でいろいろ議論されていることは、離れておられる院長のところにもリアルタイムで届いていたんですか。

例えば、テレビ電話システムみたいなもので同席中継的にそこでの議論が共有できたり、あるいは院長自身に意見を求められたら、総理に対してその場で直接意見を言うという、本来法律に定められている役割を果たすべき環境にあつたんですか。それとも、遠隔的などころにいて、普通の行政庁の建物の中におられて、そこで情報が来れば、タイムラグがあることを承知の上で遠隔操作をしていったということでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 後者の方でございます。東京電力からの情報、あるいは現地のオフサイトセントラル、そういったところからの情報、こういったものを官邸の方につないでいくということでございます。

○野村修也君 ということは、もしかすると、先ほど御自身では、いれればできたかもしれないけれどもいかなかったというので、そういう意味では、御自身がそこからは責任を放棄されたという理解でよろしいですか。

○参考人(寺坂信昭君) 先ほど申し上げましたような、事務局の場所が原子力安全・保安院にあるということでございますので、もう私はそちらの方に戻つたということでございます。

○野村修也君 根本的に間違つていると思ふんです。原子力保安院に事務局を置くこと法律に書いてあつても、建物に置くわけじゃないので、それは全く間違いだと思ふ思います。あなたが原子力保安院長なわけですから、それは物理的に建物に戻

ることと同義ではないと思ふ思ふけれども、どう思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 建物というよりも、私は、事務局に戻つた、そういう認識でございます。

○野村修也君 わかりました。
○委員長(黒川清君) それでは、その後のことでちよつとまた保安院長に伺いたいんですけれども、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。

ただいま野村委員の方から、情報の伝達とかいろいろな、官邸で節目節目で避難の問題、ベントの問題その他が決定された際に、場所はERCの方にお願いしたということですが、その話は入つてきて、しかるべき助言等はされたというふうな御説明なんです。幾つかのバタインがあるので、時間の関係で全てについてお伺いしませんが、例えば避難区域の設定、三キロ、十キロ、二十キロ、こうなつていったわけですが、避難区域の設定の際に、決めておられるのはそちらではありませんけれども、官邸で決められるに当たって、どのような考えか、どのような根拠でそういう決定がなされたかということ、事務局長であるのか院長であるのかちよつとわかりませんが、その辺のお立場として、どういうような話があつて、どのような認識、判断のもとにこういう決定がなされたという理解でしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 避難区域につきましては、事故が発生して、避難というものをどういふふうに考えていくのかということについて中での議論を始めている、それから間もない段階で、三キロメートル圏内避難、それから十キロメートル圏内屋内避難ということ指し示されたということについての連絡が入りましたので、それを受けて、直ちに関係する地元を中心にして避難指示の内容について伝える、そういう作業に入つたということでございます。原子力安全・保安院にありまして事務局のところで、例えば三キロあるいは十キロ、そういったことについての避難が適当だということについては、作業的には間に合いません

に指示がおりてきたということでございます。

○櫻井正史君 十キロのときはいかがですか。

○参考人(寺坂信昭君) 十キロも同様でございます。

○櫻井正史君 そうしますと、保安院の意見を聞いた上で決められたということではなくて、トツプダウンという言い方が相当かどうか知りませんが、保安院の方にはもう決まつた結果みたいなものが伝えられたわけですか。

○参考人(寺坂信昭君) 結果的にはそうでございますが、先ほどお話し申し上げましたように、官邸の中での議論のところに保安院の人間も入つて、そういう中で決定でございますので、そういう意味では、全く知らないところで決まつたということではないというふうな思ひます。

○櫻井正史君 それで、院長ではなくて次長な方も、官邸におられまして、そうしますと、官邸におられる次長も何かデータがなければ相談を受けても答えようがないわけですが、次長はどんな資料に基づいて官邸での決定に關与されていたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 私が理解しておりますのは、通常といひますか毎年いろいろな形で行つております防災訓練の中で、まず二キロあるいは三キロ、これを避難範囲として、それで訓練をしてきているということ、それから最大十キロということでございますけれども、そういう中で、十分なデータがない中で避難をするとした場合に、まずは二キロ避難指示をするということを決めたというふうな承知をしております。

○櫻井正史君 当初の段階はともかく、ちよつと時間がたつた段階で、いわば避難訓練のときの程度と今回の事象とは全く程度が違うということは、おわかりになつたはずなんです、その辺はいかがでございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 一号機あるいは二号機、それぞれのプラントにおいて問題が進展をしていつているわけでございますので、三キロ、それから次の十キロに当たつて、三キロだけで十分か

どうか、そういったものについての意識はございましたか。

○櫻井正史君 それから、後にベントという話が出てきて、常識的に考えますと、ベントをすれば当然外にいろいろ漏れていく、住民の方にそれが影響するということは自明の理なわけですね。

御承知のとおり、SPEEDIというシステムを、直接はお持ちじゃないんですが、保安院が活用できるようなシステムになっておられたはずですが、先ほど言いました三キロ、あるいはベントに当たっての十キロ等その他を考えると、SPEEDIというものについては何か参考にされたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) SPEEDIに関しては、もともとSPEEDIのシステムの活用の仕方が、避難対象地域を確定する、かつ事故の想定が、何かちよつとしたトラブルがあつて、それから事態が進展していった、ある程度の時間的余裕と申しましょうか、そういったことがある中で、それでSPEEDIを活用して避難対象地域を確定する、何時間後までに避難が必要とか、そういったもので活用するシステム、その後は、そういう方向においてのモニタリングの内容を充実する等々、そういった面で活用される、そういうシステムというふうに理解をしております。

今回は、一挙に複数のプラントで問題が生じて、それから事態の進展も非常に早いということでございます。一方で、放出源情報が入らない、伝送システムのダウンによつてこれが入らないということがございましたので、SPEEDIそのものが非常に使えない、そういう意識になったわけでございます。そういう意味合いで、三キロの指示の後かと思えますけれども、SPEEDIは避難距離、そういうことについてはなかなか使いにくいというものです。

それから、あわせまして、三キロのときに同心円の避難という指示でございました。これは、それ自体は大変重要な判断だと思っておりますけれども、同心円避難でございますので、方向性をど

う考えるのかということについては、意識としては薄いものになっていったというふうに思っております。

さらに、十キロの場合も同心円避難ということでございましたので、対象地域としては全ての地域になるわけでございます。

そういう意味で、避難対象地域を確定するという意味でのSPEEDIの活用、データがないということもございまして、意識が薄れていったものというふうに思っております。

○櫻井正史君 ERSからデータが入ってきていないということは私もよくわかってはいるんですが、それは別の計算を早い段階で技術センターの方はおやりになっていて、そのデータが保安院の方にも送られてきていると思うんですが、その辺の認識はございましたか。

○参考人(寺坂信昭君) 当初の、保安院自身をお願いして行ったSPEEDIのデータ、これは明確な話ではないかと思っております。何らかの形で見たのではないかと思っております。

ただ、その後の保安院が行った作業、それから文部科学省さんの方が中心になって行っている作業、これに関しては、そういったものが事務局のところ、ERCのところには送られてきて、そういうものがあるということについてはしっかりと認識は持っております。

○櫻井正史君 また、その続きの話なんですが、保安院なりに来たSPEEDIのデータは官邸の方に、地下なりに送られたかどうかという点についてはいかがですか。先ほどの情報の共有という話なんです。

○参考人(寺坂信昭君) 当初の、保安院が行った作業のうちの最初の二回分、これについては官邸の方に送られているということは確認ができております。

○櫻井正史君 その後、そのデータというか、図形図なのかもしれませんけれども、これがどういう取り扱いはされて、どこまで周知されたかという点、あるいは報告されたかという点については

いかがですか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点で、それがどういうふうな共有をされていたのか。危機管理センターのところでは共有されたというふうに思っておりますけれども、五階との関係においては、それが紙として説明をされたのか、あるいは内容だけが説明をされたのか。

その後、いろいろ聞いておりますと、紙については必ずしも関係する方々についての認識がないというふうな聞いておりますので、紙が配られて、それで情報共有がされたかという点、それはできていないのではないかとこのように思っております。

○櫻井正史君 院長としての立場と事務局長としての立場と二つお持ちだと思つていますが、そういうものが届いているか届いていないかという確認とか、もちろん、これは届ける必要がないという御判断を事務局長あるいは院長としてされた場合と、それから、そういうことの把握をしていないか、届いたか届いていないのかもわからなかったというのか、その辺はいかがなことでございましょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それは、後者の方でございまして、送つたものに関しては情報として共有されているであろう、そういうことでございます。

ただ、その時点で、先ほど申し上げましたように、私が、最初のその二つのケースについて、自分自身が図形図そのものを見たのかどうかというのは、必ずしもしっかりと記憶はございません。

○櫻井正史君 時間の関係で細かいことは外しましけれども、その後何回かいろいろなやり方でSPEEDIというものが動かされたということ、あるいは報道等で御承知、あるいは検証されておわかりになっていると思つていますが、そういう中で、時期は別として、北西の方向というか北の方向に流れていた時間帯というか日時があったことは御確認されておりますね。

そうなりますと、その辺について、SPEEDIの活用との関係では、そういうものについて、

どこかに情報提供などということの必要性があったのではないかとこのことはお考えになりませんか。

○参考人(寺坂信昭君) その時点で、そのような作業が行われているというそれ自体について、私に認識はございません。

その後、いろいろな形でSPEEDIについての議論といたしまして情報公開の要求等々、そういったものがある中で、SPEEDIの作業を行ったものについては出すということになったその前の段階で、実は、原災本部事務局の中、ERCの建物のところでこういった作業をしておりまして、これについては担当のところだけになっていたんですけれども、これは作業をしているので全部出すということであれば出すということ、それで知つたわけでございます。

その後、今の御質問との関係でいきますと、なされておりました作業結果を見たときに、これがそれぞれの段階で出されておれば、避難の方向とかそういったことについて、何らかの形で参考になったのかもしれない。そこは、いろいろなケースが順次あるものから、どういった活用のされ方ができたのかどうかということとはともかくといたしまして、何らかの形で有用な情報になったのではないかと、そういう思いはいたしました。

○櫻井正史君 避難された住民の方、特に、結果的には放射線量の多い方へ動かされたという方があつたことは事実だと思つてます。そういう方々のお気持ちからすると、SPEEDIが単位量でやつたとか、いろいろな隘路のあつたことは私どももわかつておりますが、あの方たちの受けとめ方、意識というものをもう少し頭に置いて動かされると違つた結果になつたというの、避難先が変わつたとかという意味じゃなくて、心の問題も含めて、もう少し違う保安院なり国の対応ができたのではないかと私は個人的に思つてます。

院長は、その辺はどのように感じられますか。

○参考人(寺坂信昭君) 今申し上げましたとおりでございます。同心円避難ということでスタ

いたと思いますけれども、ちょっと全体の仕組みについては、申しわけございません、必ずしも今、確定的な記憶がございません。

○田中三彦君 そうですか。

○田中三彦君 そのことです。

例えば、福島第一原発に関してはストレステストというのはされていないような気がしますが、それも、それを前年度にやっていたらこういう事態は防げたというふうに思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 今回の事故の前にです。

○田中三彦君 はい。今のストレステストをやっていると、三・一一のああいう悲劇的な事故は防ぐことができた、そういう性質のものでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 私自身がそれについてどうかというのは、正直言ってよくわからないところがございます。どのようなストレステストをやった、それに対してどういう対策をとっていたか、対策が間に合ったかということかと思っております。ちょっとそれについての評価は、私自身はできません。

○田中三彦君 それでは、ちょっと話がかわるんですが、政府の事故調査の中間報告を見ますと、原子力安全にかかわる知識や課題は発電所の現場にある、存在する、だから原子力安全・保安院のような規制関係機関がハイレベルの安全確保能力を保持することは難しいというふうに断定しているんですね、それは迷惑なことかもしれませんけれども、要するに、簡単に言いますと、電力やメーカーの方が規制当局よりも原発の安全確保能力がすぐれているということですか、そういうふうな中間報告に書いてございます。

そういう意味のことを書いていますけれども、もし実際であれば、これは非常にゆゆしきことであるというふうに思います。だからトラブル隠しだとかそういうような問題に発展してきた可能性もあるんですが、御自身は、保安院の院長在任中、こういうようなことを実感を持ったことがございますか。

○参考人(寺坂信昭君) 原子力安全・保安院が二〇一一年にできて、それから人材の育成あるいは能力アップ、これは大変重要な課題ということで十年前後行ってきたと思っております、そのことが足りていたかどうかはまた別でございますけれども。

そういうことで、もともと、旧資源エネルギー庁等々の関係の行政組織の中で知見というものが足りないところがあるのではないかと、いろいろなことも踏まえた上で、発足から、いわゆる中途採用ということで、それぞれの技術的な能力が高い方、そういった方の採用というものを積極的に進めてきておったと思います。

それ自身が、また一方で、現実のメーカーとかそういったところが中心になりますので、いわゆる利益相反とか、そういった議論というのが別途あるわけでありながら、また経済産業省原子力安全・保安院の職員となつた上では行政官としての業務ということで務めていくことは当然でございますけれども、そういう面での能力アップというものを図ってきたところであります。

ただ、現場にどこまで精通しているか、あるいは技術がどういふふうにかかっているか、それから今回のような非常な緊急事態が、しかも同時多発的に起きたような状態の中で、さまざまな形での指揮、指導あるいは助言、そういったものができる人材というのがしっかり備わっている、そういう状態であったかと言われれば、その点については、やはり私としては否定的に見ざるを得ないということでございます。そういった意味での備えの足りなさということもあるんだらうと思っております。

○田中三彦君 外国、例えばアメリカのNRCだとか、日本にそういうものをこれからつくろうとすることなんですか、現状、欧米の規制当局、規制機関、そういうものと比較されるとどういふ位置づけになりますか、日本の場合は、
○参考人(寺坂信昭君) 専門性それから知見、習

熟度、そういったものについては、諸外国、アメリカあるいはフランス、そういったところと比べて、行政機関、原子力安全・保安院の力というものは必ずしも十分なものではない、比べてときには強いものではないというふうに思っております。むしろ、弱いというふうに思っております。

○田中三彦君 そういうことが、今回の事故というもののなんかの背景になっているというふうにはお考えになりませんか。

○参考人(寺坂信昭君) そのこと自体が背景になっていたかどうかということについては必ずしも明確には感じませんが、広い意味において、知識とか、事業者の方がこう言うけれども技術的にこういふことなだということ、論破と持って判断をしていく、そういったことが常に徹底に行われていたかどうかというところから生じているとすれば、これは今先生がおっしゃった意味での背景ということはあるのかもわかりません。

○田中三彦君 そうすると、今、意見聴取会とかなんとかいうものがいろいろたくさんできておりますけれども、問題を提起されても最終的に保安院の方で引き取って、それで自分の考えで、これは安全であるとか、そういう判断をされておりますが、その辺は問題がないんですか。

○参考人(寺坂信昭君) いや、そこはまさにそういうことですから、意見聴取会ということで専門の方々の御意見を伺いながら、いわば補強しながら作業をこれまでも行ってきたわけでございます。そういう意味での、今私がある申し上げましたのは、単体の保安院だけの力、そういったことで見ればそういうことではないかということでございます。

○田中三彦君 先ほど、中間報告で指摘しているのは、そういう知識や何かをよく知っているのは現場の人だと。ただ、メンバーを見ますと、以前

と同じように、現場の方が非常に少ないですよ、そういう意見聴取会。だから、また昔と同じという感じを受けるんです。そのことは時間がなくて、これ以上言いませんけれども。

もう一つ、福島第一の一号から四号機の事故にちょっと話を戻して。
あれは、今から見れば、古い技術基準あるいは古い製造技術、設計技術でつくられている。品質管理というの、今から見ればレベルが非常に低いんじゃないかと思われれます。現在の知見から見るとかなり欠陥を持っているというふうには僕は思っていますが、そういう古い原発に対する手だての問題というのが非常に気になるわけです。
一号が一九六六年ぐらいから設計も始まって、製造が行われている。七二、三年に四号機が設計されております。もう四十年を超えたもの、あるいは四十年近くたって古い原発であるがゆえの事故、基礎体力という言葉もありませぬけれども、それは関係していませんか。

○参考人(寺坂信昭君) 問題意識としては、私の在任中も含めてそれは持っておいて、今も持つた上でさまざまな検討が行われているというふうな承知をしておりますけれども、私がいた間、古かつたということ、そのこと自体が今回の事故と直接つながっていたというふうなことは、そこまでは至っていないと思っております。

○田中三彦君 どのような検討をされた結果、そういう考え方がなつたのですか。

○参考人(寺坂信昭君) 幾つか、例えば揺れによつて、古さであるがゆえに何らかの破損、そういったものが生じたのではないかと、そういったものが私がある間、あるいはその後も含めて行われてきているかと思われれますけれども、それ自身については明確にそういうものではないということではあります。

ただ、今御指摘ございました、設計の思想とかそういうことについてどういふふうに見ていけばいいのかということにつきましては、事故が発生する前におきまして、いわゆる高経年化対

策というところで対応はしてきておりましたけれども、そこにはやはり設計思想とかそういういったものについては明示的な形で確認ポイント、検証ポイントとして入っていないわけでございますので、そういうことも含めた上での高経年化対策というものをどういうふうに考えていくのかということについては大変重要な問題点、問題意識を持たなければならぬ点だと思っております。

○田中三彦君 高経年化も、例えばびり割れが入っていないとかそういうことは断定はできないと思いますが、その辺はどういうふうに思われますか。

○参考人(寺坂信昭君) 申しわけございません。夏以降、一線からは離れておりますけれども、今までそういったことについて、全くない、それは問題ないというふうに断定をしたことはないのではありませんかと思いますが、ただ、そのことが問題であったということについての確認はとれていない。

○田中三彦君 確認というのは多分しようがないですね。

○参考人(寺坂信昭君) まあ、そういう点も含めてでございますけれども。

○田中三彦君 最後にちよつと一つだけ。事故が起きた直後に、アメリカなんかから、三月の十一日、十二日あたりの話ですけれども、手助けをするというような話はあったんですか。例えばメーカー。

○参考人(寺坂信昭君) 私自身は承知してございません。

○田中三彦君 そうですか。これを気にしているのは、ストレステストというものに対してアメリカは今どういう反応をしていますか、三・一一以降。日本はずつとアメリカ型の、旧の告示五〇一にしても、それから維持基準にしても、アメリカをベースにしながらずつとやってきたわけですから、突然ヨーロッパの手法を取り入れるという、この考えの一貫性ななさというか、それから逆に言いますと、アメリカ

は福島を受けてストレステストというようなことをやっていますか。

○参考人(寺坂信昭君) 済みません、ちよつと記憶が定かめございません。

同じかどうかは別にして、何らかの形でストレステスト的なものをアメリカが検討あるいは作業をしているんじゃないかと思っております。ちよつと、間違っていたら申しわけございません。

○田中三彦君 わかりました。ありがとうございます。

○大島賢三君 大島でございます。

今の田中委員の質問に関連しまして、補足のよな質問を一つだけさせていただきますと思えます。先ほど院長の方から、いろいろ想定外のこと、過酷事故に対する備えがなかったという反省を述べられました。原発事故は、どこの国であっても絶対には起きないことだと思っております。なにかんなく、この日本は、広島、長崎の経験もある、それから高度の技術国ということで世界にも知られていくわけですが、絶対にあつてはならないという中でこういう事故が起きてしまったということですね。

それで、備えがなかった、こういうことですが、いろいろ調べてみますと、あるいは新聞報道にも一部出ておりますけれども、対策をとらねばならないということを主張された人たちがいる。保安院の中にもそういう人がいたと。大学の先生方とか専門家の間にも、かつてそういう人がいたというところで、結果的にはそういう人たちの意見というのには少数意見ということで通らなかつたわけですね。そういう事実をきちつと指摘しておく必要があるんだらうと思っております。

保安院の中でも、チェルノブイリ事故の後に、内部でそういう声を上げていろいろ提案をしたということが一部の新聞に載っておりますし、世紀を越えて二〇〇一年ごろには、安全委員会の分科会の中でも、津波の比重が低過ぎるといったよう

な指摘がいろいろなされてきている。

それから、二〇〇八年ごろには、複合災害に備えたマニュアル作成という動きも一部にあつたようですが、これも潰れた。

それから、もちろん国会の中でも、二〇〇四年のインド洋津波の後に、衆議院予算委員会の中でも、冷却機能喪失の危険性について問題提起がされて議論がなされたかあつた。

それ以外にも、もちろん、IAEAでの議論、基本安全原則、それから先ほどちよつと触れられましたけれども、アメリカの九・一一後の核テロ対策を念頭に置いた安全性、B5bと言われているもの、そういういろいろなところに日本が学ぶべき教訓とか、あるいはその主張があつたんです。結果的にはことごとく退けられたわけですね。

私の質問は、なぜそういうふうになったのかということ。そういう体質、あるいはそういう文化、安全神話という言葉もありますけれども、こういった領域について、この分野で一番大変なときに任に当たられた院長の御認識、受けとめ方といたつたようなものをお伺いしたい。

特に、そういう対応を求めた専門家の意見とか内部の意見があつたわけですが、それを押し潰したというのは、それは誰の、どこに大きな責任があるのか。それは電力業界の話なのか政府の話なのか、あるいはその話なのか、そういうことも含めてちよつと御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(寺坂信昭君) 今の原子力行政、それから原子力安全行政、これの長い間の積み重ねとしての事故までの状況であつたんだらうと思っております。

それを申し上げますのは、例えば安全規制をするに当たつては、その規制の基準、あるいは事態の内容、そういったものについて日々の業務を行つていくわけでありまして、今御指摘のあつたような、内外の知見によつてさらにその規制の内容を高める、ありていには言えば規制を強化するということについて、どういうふうに考えていくのかということかと思ひます。

そういう中で、規制を強化することについて、むしろ、日本ではこういうことは起こらないのではないかと。それなりにいろいろな検討は進めるにしても、起こらないのではないかと。あるいは、絶対ではないにしても、非常に小さい確率でしか起こらないのではないかと。したがつて、そこについての検討というものを強力に進めていくという、行政もそうだけれども、全体としての意識というものが強くならないままに、実際に事故そのものが、ちよつとしたそういうものはともかくといたしまして、事故は起きていない、そういうことでございます。ジェー・シー・オー事故とか、そういうものはもちろんあるわけでございますけれども、それを安全神話ということであれはばい

わば安全神話の一つかと思ひますが、そういうことで検討というものが十分進んでこなかつた、それが大きな歴史かと思ひます。

それからもう一つ。そのような中でも、二〇〇一年に原子力安全・保安院というものを創設して、そこで安全規制を、いわば一元的に、まだ別ラントのところを中心に行つていくという体制ができて、今先生おっしゃつたような方向での考え方で進めようとしたのだと思ひますが、一方で、データ改ざん事件、あるいは配管の破断事故、それからたび重なる地震等々、それ自体大変大きな課題でございますけれども、個別の問題、それに対してどのような改善策、規制の内容を充実させる、それから、より安全を確保するためにはどうするかということについて、相当な時間あるいは人員をとられたというのも現実だと思つております。

そういう中で、そういう個別問題だけではなくて、全体的な制度をもう一度きちつと見直しをして、規制を強化すべきところは強化し、あるいはもう少し合理的に考えられるところは合理的に考えるということで、全体の検討課題がたくさん残つていないかということ、たしか昨年二月か三月に整理したわけでございますし

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

○横山禎徳君 わかりました。

○委員長(黒川清君) では、最後になりますけれども、短く。

○野村修也君 済みません、もう一度だけお伺いしたいんですけれども。

先ほど寺坂元院長は、保安院の組織は専門性が乏しいというふうに御発言されたわけなんですけれども、大変残念なのは、院長自身が、文科系なのでその一番大事なときに官邸にいられなかったということもさう御発言されているわけですね。そういう意味では、専門性が乏しかったのは院長御自身ではないのかというふうに私どもはみんな感じているわけです。

しかし、そうはいっても、一定の役割を果たしたとおっしゃるんだとすれば、官邸からお戻りになられて、そこで、官邸との間ではしっかりと連携をとっていただいたものと信じたいわけなんです。先ほどの櫻井委員の方からの御質問の中では、必ずしも出した情報がどこにまで伝わったのかは確認しなかった、そういう御発言もあるわけですね。

そこで、ちょっと一点だけお伺いしたいんですけれども、官邸との間ではどうやって連絡をとっておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) それぞれのレベルはございますけれども、私自身は主として電話における連絡、それからあとはそれぞれの担当から入る情報、そういうことでございます。

○野村修也君 わかりました。
電話なんですけれども、電話の記録を私どもは後で拝見させていただこうと思うんですが、実際、官邸との間では何度ぐらいたの連絡があつて、そしてどういった指示を出されておられたんでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) ちょっと回数として余り明確に出てまいりませんが、私自身が直接指示しているというものはそんなに多くないと思えます。

○野村修也君 大体の数で結構なんです。

○参考人(寺坂信昭君) 数回程度かと思えますけれども。

○野村修也君 十回に満たないということでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) にはなっていないと思えます。

○野村修也君 わかりました。

○委員長(黒川清君) 残念ながら時間も来たんですが、幾つか皆さんが言っているのは、院長も本当に御苦労なことだったと思いますが、やはりこの事故のときに、専門性の問題というのがありまして、そのときのいろいろな状況はあつたかもしないけれども、例えばプレスの方も、あつという間に、中村さん以下西山さんになるまで四人です。か、ばつぱつとかわつたのはもちろん院長も認識されておられるわけだし、それからIAEAの反応に対しての今度の新しいガイドラインのつくり方にも幾つものコメントが出てきています。それが反映されているとも思えないところも幾つかあります。

そんなことで、きょうのお話を伺っていると、今の国会で審議されていることも、結局は人の問題だ、組織の問題だ、適材適所だということ、本当に責任を持つてやれるかということと、心配しているんじゃないか、組織を移すだけでは変わるわけではないので。

そのところをぜひ、二回、次長と院長をやらされたわけですので、一言で言えばそういうこと、責任はあるわけですし、議事録の話もぜひまた後で伺いたいと思えますが、今まとめておられますとおっしゃっているの、それについて、専門性の問題、それからやばり長としての責任の問題、それからそれまでの間の不作為の問題、いろいろな話が出ましたけれども、後輩に向かって、今の国会の議論を踏まえて、一言ぜひ言つてほしいことは、どんなにしたら信用されるようになるのか。

それは日本だけじゃないんですよ。これだけの先進国で技術立国なんて言っていたのが、こんな

ていたらかかぬというふうに思われているわけなので、ぜひ寺坂院長の熱い思いを後輩に言つていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○参考人(寺坂信昭君) 本日もいろいろな御指摘、御批判をいただいたわけでございますので、そういう立場から何かを申し上げるということも余りできていないのかもわかりません。わかりませんけれども、いわば緊急時の対応というものをどういう体制でどういうふうに行っているのか。これは備え不足ということで申し上げた話でありますけれども、そういうこと。

それから、やはり安全基準。行政庁は基準に従つてどうしてもやる。それを超えるということについては、何らかのことがないとなかなか難しくなるといふのもまた現実でございますので、そういう基準づくりというものをこの機会に改めてしっかりやり、日々その安全を第一として進んでいく、そういうことが最も重要なものだというふうに考えてございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。
IAEAの方も、日本のその基準づくりが非常に責任逃れの記述になっている、何をやるべしとかそういう話で、ディテールはきちつとやっていないなどという話は、各国を比べていただけるといふ話をきつちりと、ある程度世界でも見られるように、みんな見えていますから、またこんなことをやっているのかと言われても困るので、ぜひその辺をしっかりとやらせてもらいたい。こちらの委員会では思つておりますし、前院長としてもそういうことをぜひ伝えてもらいたいと思つております。

本日に、きょうはお時間をいただきましてありがとうございました。きょうの委員会はこれで終了させていただきますが、よろしいでしょうか。
午後四時四十一分散会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 運営規程

(総則)

第一条 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第百十二号。以下「法」といふ)及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に關する件(平成二十三年十一月二日両院議長協議決定。以下「両院議長協議決定」といふ)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(開会)

第二条 委員会は、必要に応じて、随時、開会するものとする。

(招集請求)

第三条 三分の二以上の委員は、連名で、委員長に対し、両院議長協議決定第一条第一項の規定による委員会の招集を請求することができる。

(委員の代理出席の禁止)

第四条 委員会には、委員本人が出席するものと、代理出席については、これを認めない。

(参与等の出席)

第五条 委員長は、委員会の議事内容に關連して特に必要な場合には、参与、事務局職員その他これらに準ずる者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(主査)

第六条 委員長は、第九条に定めるワーキンググループの連絡調整その他委員会活動の効率化及び合理化のため必要であると認めた場合は、委員の中から主査を指名することができる。

(会議の公開等)

第七条 委員会の会議は、公開する。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

<p>2 委員長は、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて会議を非公開とすることが必要であると認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、三分の二以上の委員から、当該非公開とすべき事由がないことを理由として会議を公開する旨の請求がある場合には、会議を非公開とすることができない。</p> <p>3 前項本文の規定により委員長が会議を非公開とした場合は、委員長は、当該非公開とした事由を公表するものとする。</p> <p>4 第二項本文の規定により会議を非公開とした場合において、当該非公開とした事由が終了したときは、会議は、公開するものとする。</p> <p>5 会議を公開する場合における傍聴については、その会議が行われる場所を管理する議院の傍聴の例（会議が議院外で開会される場合においては、当該会議が開会される施設の管理の例）に準ずる。</p> <p>6 委員会における配付資料については、公開する。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の場合であつて委員長が配付資料を非公開とすることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（会議録の記載事項）</p> <p>第八条 会議録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一 会議が開会された場所</p> <p>二 開会、休憩及び散会の年月日時刻</p> <p>三 出席した委員長及び委員の氏名</p> <p>四 会議に付した案件の件名</p> <p>五 議事</p> <p>六 表決の数</p> <p>七 参考人</p> <p>八 資料の提出の要求</p> <p>九 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会に対する国政調査の要請</p>	<p>十 その他重要な事項</p> <p>（ワーキンググループの設置）</p> <p>第九条 委員会は、法第十四条に定める予備的又は補充的な調査のため必要であると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。この場合においては、その構成員の選及び運営について、公正性及び透明性が確保されるよう、留意しなければならない。</p> <p>2 委員長及び委員は、前項の規定により設置された全部又は一部のワーキンググループに属することができる。</p> <p>3 委員長は、委員の中から二名を、各ワーキンググループの共同議長として選任する。</p> <p>4 共同議長は、共同して、当該ワーキンググループの議事を整理し、意見を集約する等その権限を行使しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>（細則）</p> <p>第十条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成二十四年 月 日から施行する。</p>		
--	--	--	--

国会事故調

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

調査報告書【会議録】

平成24年6月28日

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目7番1号

☎03-3581-5111(代表) <http://naiic.go.jp>